

生活保護と就労収入*¹

—2013年基礎控除改定の効果を巡って—

林 正義*²

要 約

本研究は、厚生労働省「被保護者調査」の調査票データを利用して、日本の生活保護制度における被保護者の就労について検討を加える。本稿の分析は以下の2つから構成される。第1に、被保護者の就労について基本的な記述統計を提供するとともに、被保護者単位データを用いたプロビット推定によって被保護者の就労要因を分析する。第2に、生活保護制度における勤労控除について基礎控除を中心に解説するとともに、基礎控除がもつ被保護者の就労効果について検討を加える。特に、2013年8月の基礎控除改定の効果について、記述統計を用いた考察、並びに、イベント・スタディ設計に基づくパネル回帰を用いた推定を試みる。

キーワード：生活保護，就労，基礎控除

JEL Classification：H53，H24，H75，I38

I. はじめに

一般的に「所得保証」と呼ばれる給付制度では、受給者の所得が、当該制度によって保証される所得水準（保証所得 guaranteed income）に対し足りない分だけ給付される。したがって、この制度においては、収入が1単位増加する度に給付が1単位減少し、収入の増額分の全てが給付の減額によって相殺されることになる。この給付の

減額は税の増額と同等であると解釈できるから、所得保証制度は、収入に100%の限界税率を課することを意味する。簡単な消費者理論にしたがうと、このような所得保証制度の下では、受給者が就労を止めてしまうことが予測される（e.g., 阿部ほか2008, pp. 56-57; 林ほか2010, pp. 291-296）。

日本の生活保護制度はこの所得保証制度の一

* 1 本研究は科学研究費（基盤研究 C-21K01521 及び基盤研究 C-18K01644）の支援を受けたものです。公的統計データの二次的利用の手續に従い、厚生労働省社会・援護局保護課より「被保護者調査」の調査票情報を提供して頂きました。なお本論のⅡ-4、Ⅲ-3及びⅣ-2については過去の論考（林2021a, b）で同様の分析を行っていますが、今回も既述のように改めて取り寄せた調査票情報から個票データを再度構築し、以前は分析の対象としていなかった最新年の新規データ（Ⅱ-4）もしくは意匠（Ⅲ-3及びⅣ-2）を用いて分析をしています。

* 2 東京大学 大学院経済学研究科・経済学部教授

形態として分類できる。同制度において保証所得に相当するものは「生活保護基準（以下、「保護基準」と略）」と呼ばれるが、この保護基準額から引かれる「収入」は必ずしも生活保護受給者（以下、「被保護者」と略）が実際に受け取る収入ではない。特に、被保護者が労働によって稼得した収入（以下、「就労収入」と略）に関しては、その金額から一定の数値が控除され、残った金額が制度内での「収入」として「認定」される。そして、この控除後の就労収入を保護基準額が上回る部分が生活保護の給付額となる。したがって、生活保護制度における就労収入にかかる限界税率は必ずしも100%ではない。

生活保護制度における収入認定の際に、特定の金額を就労収入から引くことを「勤労控除」と呼ぶ。所得保証制度に関する既述の議論から理解できるように、勤労控除の形態は、被保護者の就労に影響を与えると考えられるが、現行の勤労控除には以下の種類がある。

- ・基礎控除：就労収入に応じて控除額が変化。
- ・新規就労控除：新規に就労する際に特別の経費を必要とする場合、一定金額を6ヶ月間に限り控除。
- ・未成年者控除：未成年者が就労している場合、一定金額を控除。

このうち基礎控除は2013年8月に「自立助長を促進する観点から勤労意欲の増進」を効果的に図ることを目的に見直された（社会保障審議会2016）¹⁾。また、この基礎控除の改定に併せて、年間12万円～15万円を上限に控除が行われていた特別控除が廃止されている。

本稿の目的は、この2013年8月における基礎控除改定が、被保護者の就労に与えた効果を検討することである。ここでは、厚生労働省「被保護者調査」からの調査票情報（個票データ）を用いる。被保護者調査は統計法に基づく一般

統計調査であり、「基礎調査」、「個別調査」、および、「月別調査」の3つの種類から成る。それらのうち本稿では、個別調査を利用し、当該調査の調査票から得られた世帯単位および世帯員単位のデータを利用する。個別調査は年に1度行われており、ストックデータに関しては毎年7月31日現在、フローデータに関しては毎年7月中の情報が収集されている。なお、個別調査の前身である「被保護者全国一斉調査」では全保護世帯・世帯員の10分の1しか対象にされていなかったが、被保護者調査・個別調査では全保護世帯・世帯員が対象となっている。

基礎控除改定の効果を被保護者調査・個別調査からの調査票データを用いて検討した分析としては、社会保障審議会（2016）と市村ほか（2017）がある。いずれも公的な会合で配布された簡条書きの〈資料〉ではあるが、本稿の分析と密接に関連した情報を提供している。第26回社会保障審議会生活保護基準部会（2016年10月28日）で配布された前者は、基礎控除の改定時期（2013年8月）を挟む、2013年7月と2014年7月の被保護者調査からの各種データ（就労収入、就労収入の増減、増収被保護者数、就労収入の推移、全額控除の被保護者数）の分布をヒストグラム等を用いて示している。一方、経済・財政一体改革推進委員会第5回評価・分析ワーキング・グループで配布された後者は、基礎控除にかかる部分に関しては、前者と同様、制度変更の時期を挟んだ収入分布の変化を用いて分析している²⁾。本稿の分析の一部は、これらの資料で提供された分析を拡張することを意図している。

今回対象とする基礎控除改定の評価とは直接関係はしないが、生活保護制度における就労問題を取り扱った実証研究は幾つか存在する。まず、玉田・大竹（2004）は、大阪府内の大阪市

1) 2014年7月からは就労自立給付金制度も導入されている。生活保護を脱却すると所得税、個人住民税及び社会保険料等が課され、手取り収入が保護時と逆転し、これにより保護脱却の誘因が弱くなると指摘されている（e.g., 齋藤・上村2007）。そのような効果を緩和するため就労自立給付金制度では、保護中の就労収入の3割を仮想的に積み立てたという建付で、単身世帯では10万円、他の世帯では15万円を上限とした金額が生活保護脱却時に給付される。

を除く福祉事務所単位の2002年における横断面データを用いて、被保護世帯の稼働率がどのような要因に影響を受けるかを検討している。次に、Yugami et al (2017)は、市町村単位で集計されたデータを利用して、市町村合併による級地変更による保護基準額の変化が、市町村単位の就労率に与える効果を検証している。また、山田ほか(2013)は、「社会保障生計調査」の個票データ(横断面177世帯)を用いて、2009年12月から実施された親世帯就労促進費の廃止と母子加算の復活が、母子世帯の被保護者(母親)の就労確率に与えた影響を検証している。最後に、Hayashi (2021)は、本稿で用いている被保護者単位と同一のデータを用いて、余暇価格(基礎控除を考慮した場合の実質賃金率)と実効所得(基礎控除による予算線の線形屈折と保護基準額の値から求められる財の賦存量)が就労時間選択に与える影響(価格弾力性

及び所得弾力性)を推定している。この研究は操作変数の作成のため2013年の基礎控除の改定を利用してはいるが、同改定の効果自体の評価を意図したものでは無いことに留意したい。

本稿の構成は以下の通りである。続く第Ⅱ節では、被保護者の就労について基本的な記述統計を提供するとともに、被保護者単位データを用いたプロビット推定によって被保護者の就労要因分析を行う。第Ⅲ節では、生活保護制度における勤労控除について基礎控除を中心に解説し、基礎控除改定前後の各7月における、被保護者による就労収入の分布を確認する。第Ⅳ節では、基礎控除がもつ被保護者の就労効果について検討を加える。特に2013年8月の基礎控除改定の効果について、記述統計を用いた考察、及び、イベント・スタディ設計を用いた推定を行う。そして、第Ⅴ節において、本論を締めくくる。

Ⅱ. 被保護者の就労

Ⅱ-1. 生活保護の規模と実態

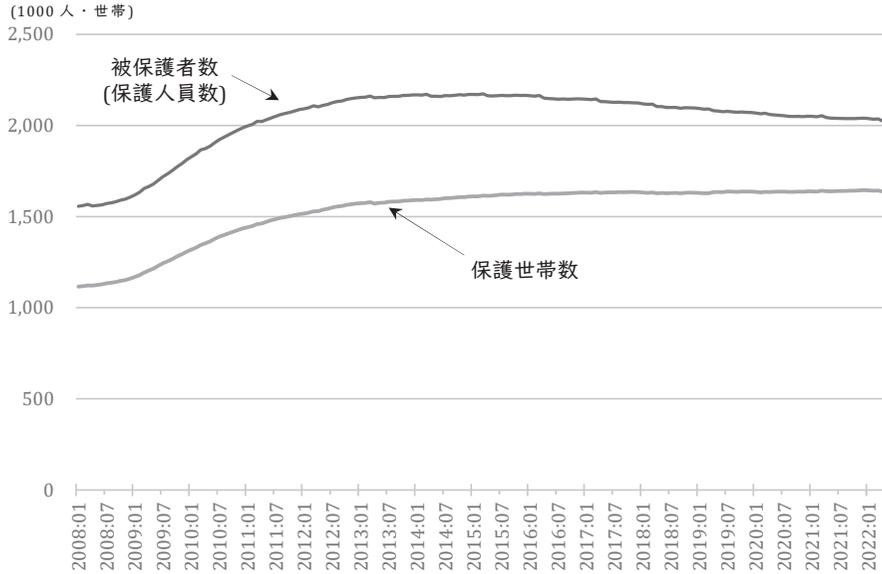
図1は、2008年1月以降の被保護者(保護人員)と保護世帯の月平均数である。これらの数は、バブル経済が弾けた1990年代前半から増加し始めていたが、2000年代中頃から当時の景気回復もあり、増加は鈍化していた。しかし、図1のように、2008年のリーマンショック以降、再度加速し、2010年代前半まで増加を続けていた。それ以降は、被保護者数は緩やかに減少、保護世帯数はほぼ横這いとなっている。なお、2020年4月以降のコロナ禍は、この傾向を変えらるには至っていないようだ。

図2は、図1と同時期の世帯類型別の保護世帯数である。生活保護制度における世帯は、以下のように、5つに分けられる。

- ①高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯、もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- ②母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満の女子と、その18歳未満の子(養子を含む)のみで構成されている世帯
- ③障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けている、もしくは、世帯主が障害・知的障害等の

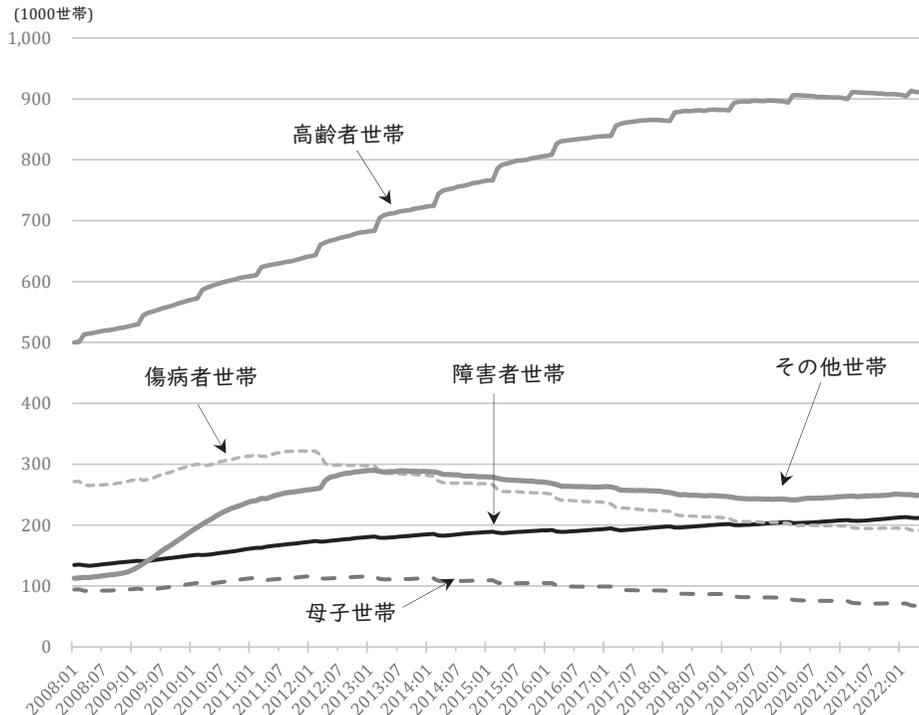
2) 加えて、市村ほか(2017)は、Saez型の効用関数を用いて、2013年の制度変更による被保護者の就労収入分布の変化をシミュレートしているが、実際に観察された就労収入の分布を近似するには至っていない。この結果は、Saez型の効用関数が非常に制約的な形をしている(就労収入の価格弾力性が一定、ならびに、所得効果がゼロ)こと、さらに効用関数のパラメータ(就労収入の価格弾力性)には米国の実証研究から得られた値が用いられていることによるものであろう。

図1 被保護者数と保護世帯数の推移



(出所) 厚生労働省「被保護者調査」各月

図2 世帯類型別保護世帯数の推移



(出所) 厚生労働省「被保護者調査」各月

- 心身上の障害のため働けない世帯
- ④傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む）している、在宅患者加算を受けている、もしくは、傷病のため働けない世帯
 - ⑤その他の世帯：上記（①～④）以外の世帯

なお、上記の世帯類型は①から⑤の順で、辞書式順序にしたがって定義される。例えば、高齢者世帯であり傷病者世帯である場合は高齢者世帯として分類され、母子世帯で傷病者世帯の場合は母子世帯として分類される。

図2において、最も特徴的な傾向は、高齢化と低年金・無年金者の増加を反映した「高齢者世帯」の一貫した増加である。加えて、「障害者世帯」も高齢者世帯ほどではないものの着実に微増している。これらとは対照的に、「母子世帯」と「傷病者世帯」は2012年以降、緩やかではあるが、一貫して減少している。「その他の世帯」は、リーマンショック以降に増加した後、2013年ぐらいに減少に転じ、近年では

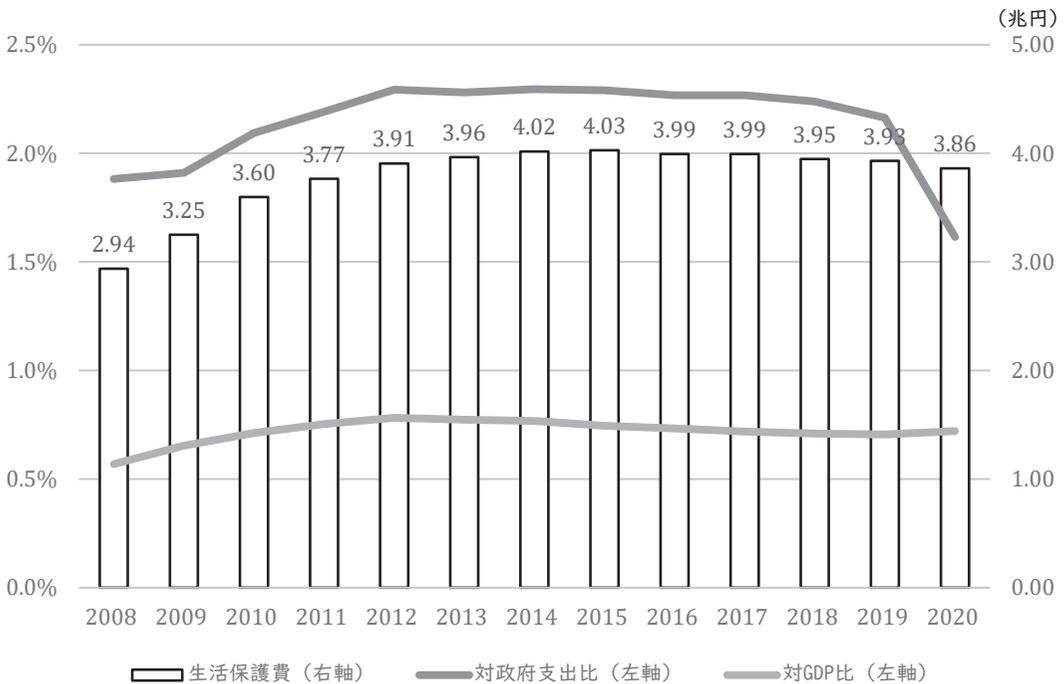
横ばいとなっている。ただ、同図では読み取ることは難しいが、以前は1未満であったその他の世帯数の前年同月比率は、コロナ禍後の2020年6月から1を超えるようになってきている。

図3は、2008年以降の生活保護費の規模を、総額（右軸）、対政府支出比（左軸）及び対GDP比（左軸）で示したグラフである。ここ10年のこれらの数値は、被保護者数や被保護世帯数と同様、横這いとなっているが、2020年の生活保護費の対政府支出比に関しては、コロナ禍対策による歳出（分母）の増大を反映し、大きく減少している。なお、近年の生活保護費（4兆円）は、2000年初頭の規模（2兆円強）と比べると2倍弱にも達している。

II-2. 就労率

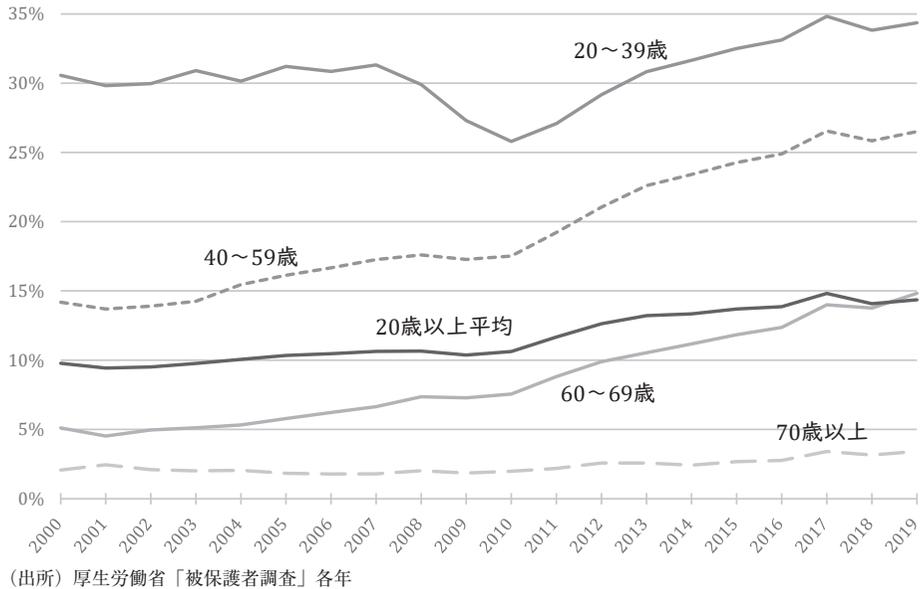
図4は、20歳以上の被保護者に関して、年齢層毎に、被保護者数に占める就労している被保護者数の比率を、2000年以降について示し

図3 生活保護費の推移



(出所) 総務省「都道府県決算状況調」、総務省「市町村決算状況調」、内閣府「国民経済計算」各年

図4 被保護者による就労



ている。同図から分かるように、被保護者の就労率は必ずしも低くない。特に20歳から39歳の就労率に限れば、リーマンショックの影響により雇用減となった2008年から2013年を除き、3割以上となっている。また、40歳以上の各年齢層でも、2000年と比べると就労率は徐々に増加している。特に、40歳から59歳では約20年間で就労率が約15%から約26%と約10%ポイントも増加し、60歳から69歳でも約5%から約15%へと約3倍にも増加している。なお、20歳以上の平均では、約20年間で約10%から約15%への増加である。

II-3. 就労日数

就労している被保護者に限って更に詳しく見ることにしよう³⁾。被保護者調査では就労時間は調査されていないため、以下の分析は就労日数及び就労収入の2つに限られる。就労収入に関しては第III節で詳しく分析することになるの

で、ここでは就労日数のみに触れる。

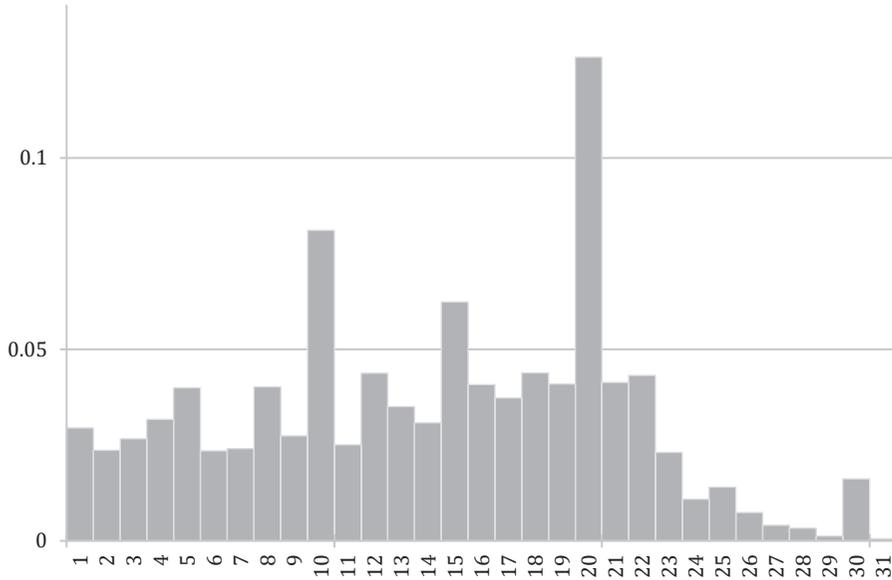
図5は2019年の7月における被保護者の就労日数のヒストグラムである。ここでは1日以上就労した被保護者(211,881人)を対象としており、就労日がゼロの者(1,834,904人)は除かれている。なお、図4と異なり、ここには20歳未満の被保護者も含まれている。図の縦軸は当該被保護者の比率を、そして、横軸は1日単位の就労日数を測っている。ここから分かるように、数日しか働いていない者がいる一方で、ほぼ全日(30日=1.62%)もしくは全日(31日=0.06%)就労した被保護者も存在する。最頻値は20日(12.6%)であり、週休2日を前提にすると、約17%が少なくとも毎日就労している。

II-4. 就労要因

以下では、被保護者の特性が被保護者の就労確率に与える影響について、プロビット推定を

3) ここで利用したデータはII-4節で利用するデータから就労していない被保護者を除いたデータである。その作成方法は注4を参照のこと。

図5 被保護者の就労日数の分布（2019年7月）



用いて考察する。ここで利用するのは、2019年7月における被保護者データ（標本規模1,732,644人）である。対象は25歳以上の者で、複数人が就労する世帯は除いている⁴⁾。

就労確率に影響を与える要因としては、表1に記している被保護者調査の調査項目を利用した。各要因の区分は二項変数（ダミー変数）を用いて表現され、推定において基準となる特性区分にはアスタリスク（*）が付されている。

図6は被保護者の就労確率にかかるプロビット推定の結果である。パネル（a）～（k）の棒グラフは、プロビットモデルにおけるパラメータ推定値を用いた限界効果（当該特性区分の変

化による就労確率の増減）であり、棒の頂上から上下対称の長さをもつ垂線は95%信頼区間を表している。以下、特徴的な結果のみについて言及する。

- (a) 保護歴の効果は -0.006 （信頼区間は $[-0.007, -0.004]$ ）である。有意な効果ではあるが、保護歴が就労確率を下げる程度は1%ポイント未満にすぎない。
- (b) 男性であることの効果は -0.012 （信頼区間は $[-0.013, -0.011]$ ）であり、これも有意な効果であるが、確率を下げる効果自体はそれほど大きくない。
- (c) 国籍については、日本国籍と比較すると朝

4) ここで用いる2019年の被保護者データは、以下のように作成した。①2012年から2019年の年別に提供された世帯単位データのファイル（世帯ファイル）と人員単位データのファイル（人員ファイル）について、それぞれを1つのファイルに接合し、②接合されたファイルにおいて不十分な世帯番号をもつ世帯（8年間延べ8,158世帯）を削除し、そこから世帯調査番号が重複している世帯（8年間延べ586世帯）を削除した。③接合された人員ファイルにおいて不十分な世帯員番号をもつ被保護者（8年間延べ10,463人）を削除し、この人員ファイルに②で作成した世帯ファイルを統合した。④この統合ファイルにおいて、世帯調査番号と世帯員番号から被保護者番号を作成し、この番号が重複している観測値（8年間延べ586人）を削除した。⑤この④で作成したファイルから2019年分（2,072,159個）を取り出し、うち保護の状態が「保護中」以外（「停止」「廃止」「その他」）の観測値（25,374人）を削除した後、さらに、25歳未満の者、及び、世帯内で複数人が就労している世帯に属する者（314,141人）を除外している。

表1 説明変数

特性	区分
(a) 保護歴	【1】有【2】無*
(b) 性別	【1】男【2】女*
(c) 国籍（世帯主）	【1】日本*【2】韓国又は北朝鮮【3】中国【4】フィリピン【5】ベトナム【6】カンボジア【7】アメリカ合衆国【8】ブラジル【9】ブラジル以外の中南米【10】その他
(d) 障害・傷病の状況	【1】障害者（精神障害）【2】障害者（知的障害）【3】障害者（身体障害）【4】傷病者（アルコール依存症）【5】傷病者（精神病）【6】傷病者（その他）【7】障害・傷病無し*
(e) 世帯主との続柄	【1】世帯主*【2】配偶者【3】子【4】親【5】その他
(f) 保護開始の理由	【1】世帯主の傷病【2】世帯員の傷病【3】急迫保護で医療単給【4】要介護状態【5】働いていた者の死亡【6】働いていた者の離別等【7】失業 定年・自己都合【8】失業 勤務先都合（解雇等）【9】老齢による収入の減少【10】事業不振・倒産【11】その他働きによる収入の減少【12】社会保険給付金の減少・喪失【13】貯金等の減少・喪失【14】仕送りの減少・喪失【15】その他*
(g) 保護開始前の医療保険加入状況	【1】国民健康保険【2】被用者保険 被保険者【3】被用者保険 被扶養者【4】後期高齢者医療【5】未加入*【6】その他
(h) 世帯類型	【1】高齢者【2】母子（死別）【3】母子（離別）【4】母子（その他）【5】障害者【6】傷病者【7】その他*
(i) 住居形態	【1】持ち家（一戸建て）【2】持ち家（マンション）【3】借家（公営住宅）【4】借家（民間の賃貸住宅）【5】借家（UR賃貸住宅・公社）【6】借家（その他）【7】借間【8】その他*
(j) 入所・入院等状況	【1】入所（救護施設等）【2】入所（介護保険施設）【3】入所（その他施設）【4】入院（精神）【5】入院（その他）【6】居宅*
(k) 世帯人員数	1～12人までの各人（1人*）、及び13人以上
(l) 都道府県	47各都道府県（東京都*）
(m) 年齢	25歳～95歳までの各歳（25歳*）、及び96歳以上

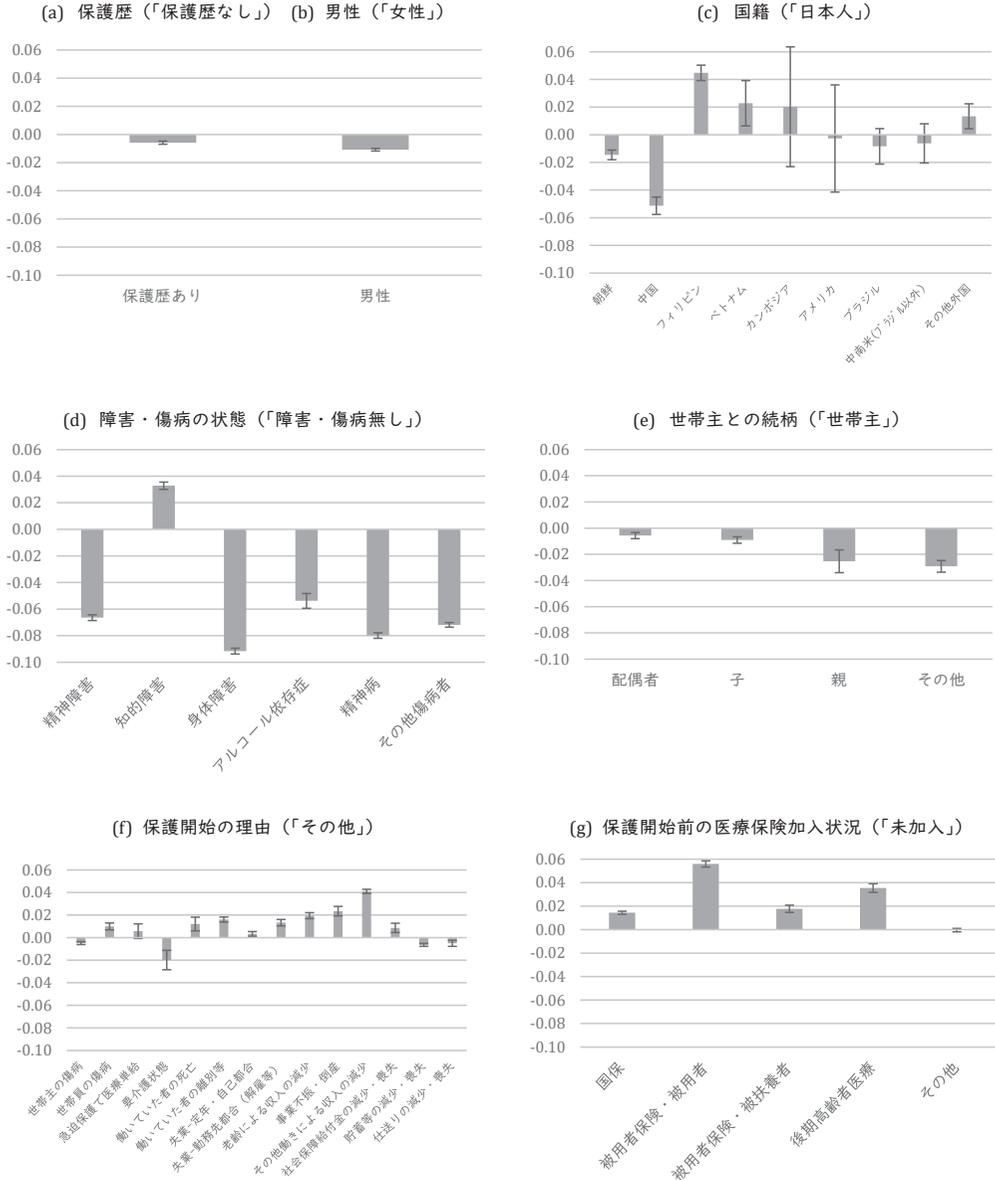
鮮籍と中国籍は就労確率を押し下げ、フィリピンとベトナム籍は就労確率を押し上げる。それ以外の国籍については、「その他」以外、日本国籍に対し有意な差はない。

- (d) 障害や傷病は多くの区分で予想通り負の影響を与えるが、知的障害をもつ場合は健全の場合よりも就労確率が有意に高くなる。
- (e) 世帯主との続柄については、予想通り、世帯主本人よりも他の世帯員の就労確率が低い。
- (f) 保護開始の理由に関しても効果の方向は予想通りである。本人の障害の場合、就労確率は減少し、勤め先や収入源など本人以外の原因がある場合、就労確率は上昇する。
- (g) 保護開始前の公的医療保険の加入状況は

職歴をある程度反映するものと考えて良い。特に被用者保険に加入していた本人が、未加入と比べて最も高い効果を示している点は示唆的である。

- (h) 世帯類型の効果も興味深い。その他世帯と比べ、高齢者世帯や傷病者世帯の就労確率が低いのは予測通りであるが、母子世帯の就労確率はその他世帯より3～4%ポイント高い。一般的に日本の母子世帯の就労比率は高いと言われるが、保護世帯でも同様のことが言えるのであろう。なお、障害者世帯もその他世帯より高い就労確率を示しているが、その値は小さく、統計的にも有意ではない。
- (i) 住居形態については、その他と比べた場合、住居が保障されている持ち家や公営住宅

図6 限界効果（就労確率の増減）

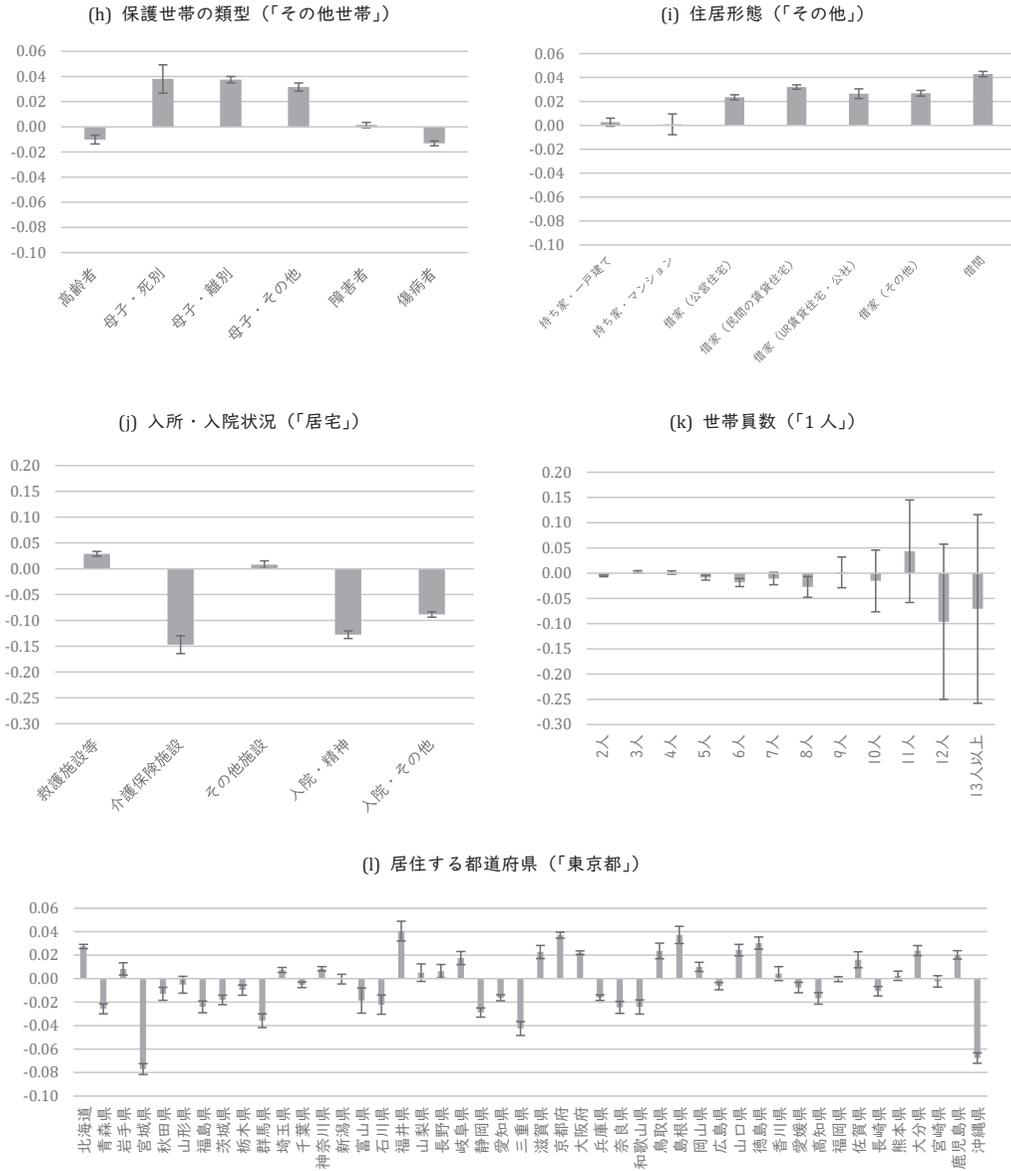


(j) 予想通り、介護保険施設の入所や病院の入院患者の就労確率は居宅者よりもかなり低い（10%～18%ポイント）。その一方で、救護施設やその他施設に入所すると、僅かではあるが就労確率は上昇する。

(k) 世帯規模の効果は、有意な場合、規模的には取るに足りない。点推定としては10人以上の規模で大きな値となっているが、それにも増して信頼区間が広く（分散が大きく）、有意な結果ではない。

(l) 居住する都道府県については特定のバ

図6 限界効果（就労確率の増減） つづき



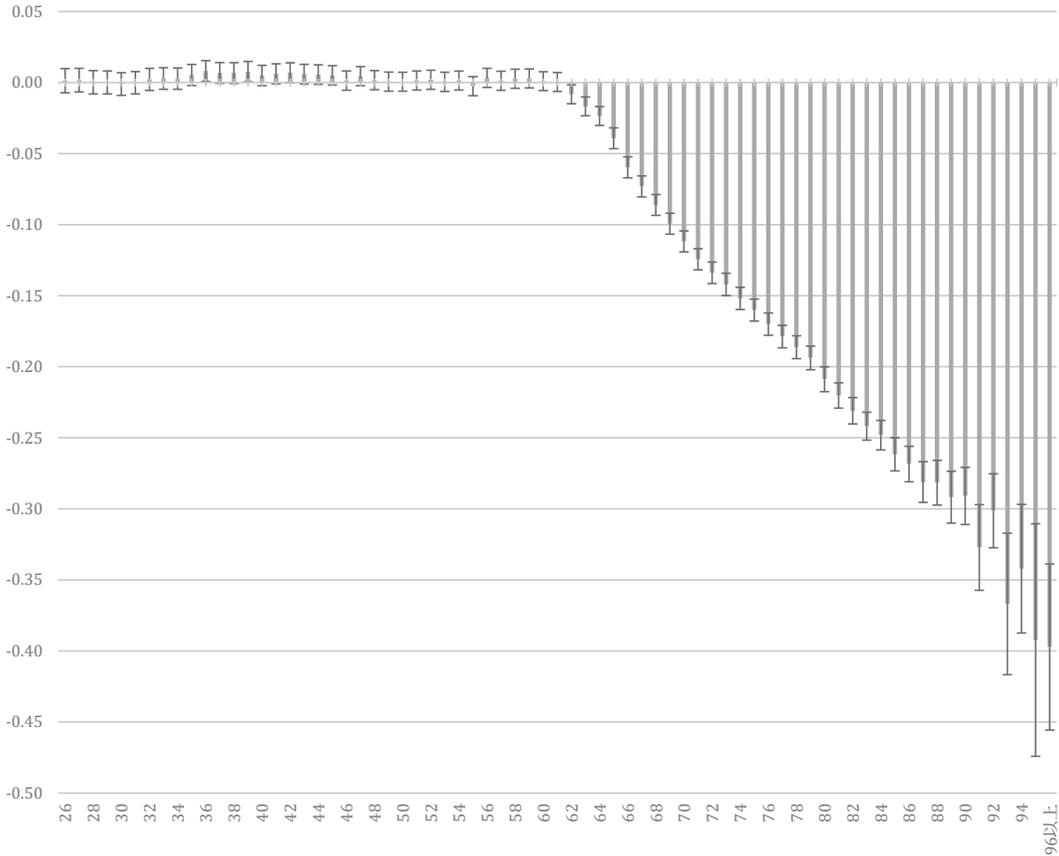
ターンは認められない。最低賃金との関連が疑われるかもしれないが、効果が大きい都道府県は必ずしも最低賃金が高い都道府県ではない。

減少する。

- (m) 年齢の効果は、60歳代初頭まではほぼ同じであるが、それ以降からは徐々に減少し、最後には25歳時と比べ約40%ポイントほど

図6 限界効果（就労確率の増減）つづき

(m) 年齢（「25歳」）



Ⅲ. 基礎控除の改定と就労収入分布の変化

Ⅲ-1. 勤労控除

被保護者がその消費に利用できる収入（以下、「消費額」と略）と就労収入，その他収入，及び，保護給付額との関係は，

$$\text{消費額} = \text{就労収入} + \text{その他収入} + \text{保護給付額} \quad (1)$$

と表すことができる。ここで，保護給付額は，保護基準額から控除後の就労収入とその他収入を引いた残りであるから，

$$\begin{aligned} \text{保護給付額} &= \text{保護基準額} - (\text{就労収入} - \text{勤} \\ &\quad \text{労控除額}) - \text{その他収入} \\ &= \text{保護基準額} - \text{就労収入} + \text{勤} \\ &\quad \text{労控除額} - \text{その他収入} \quad (2) \end{aligned}$$

となる。これを式（1）における保護給付額に代入すると

$$\text{消費額} = \text{保護基準額} + \text{勤労控除額} \quad (3)$$

を得る。つまり，被保護者の消費額は保護基準額に控除額を加えた金額となる。既述の通り，

勤労控除は複数種類が存在するが、うち基礎控除のみが就労収入の変化に応じて控除額が変化する。したがって、式（3）から明らかのように、就労収入が変化することで、被保護者が消費に利用できる金額も変化することが分かる。

現行の基礎控除の仕組みは2013年8月に改定されたものである。図7は基礎控除額のスケジュールを、保護世帯における1人目の就労者が受け取る基礎控除に限って⁵⁾、改定前（2013年7月まで）と改定後（2013年8月から）に分けて図示したものである。

改定前の制度では、就労収入が月8,339円以下ならば当該収入の全額が控除されていたため、その金額まで給付額を減らすことなく就労収入を得ることができた。そして、就労収入が8,340円以上になると、所定の収入幅に対し一定の控除額が階段状に付加されていた。この階段の横幅（収入幅）に対する増加分（控除額）の割合は、収入が月92,000円を超えると平均的に小さくなっていった。これら階段状の部分を直線で近似し、その傾きの大きさを求めると、収入が8,340円から92,000円の部分では0.164、また、収入が92,000円以上の部分では0.076となる⁶⁾。また改定前の基礎控除では、被保護者が居住する市町村の種類（級地）に応じて、控除額の上限が設けられていた。図では水平線で表されている部分が、これら上限によるものである。

改定後の基礎控除では、全額控除の上限値が引き上げられ、15,200円となった。そして、15,200円以上19,000円未満（幅3,800円）の就労収入に関しては控除額が15,200円、そして、19,000円の就労収入からはそれが4,000円増加する毎に400円控除額が増加する仕組みとなっている。これら階段状の部分を直線で近似する

と、その直線の傾きは、就労収入が15,200円以上19,000円未満の部分では0.105、そして、19,000円以上の部分では0.1となる。なお、変更後の基礎控除では、変更前に設置されていた級地に応じた控除額の上限は撤廃された⁷⁾。

Ⅲ－２．勤労控除と被保護者の就労選択

はじめに触れたように、上記の基礎控除の見直しは「自立助長を促進する観点から勤労意欲の増進が効果的に図られる」ことを目的にしていた（社会保障審議会2016）。以下では、簡単な消費者理論を用いることで、この改定が、被保護者の就労選択にどのような影響を与えたのかについて考察しよう。

まず、被保護者の効用を、以下のような消費 c と余暇 l を引数とする標準的な効用関数で表す。

$$U = U(c, l) \quad (4)$$

ここで賃金率を W 、時間賦存量を H 、そして、就労収入を Y と表すと、就労収入は $Y = W \cdot (H - l)$ と表記されるから、余暇 l を就労収入で表すと

$$l = H - \frac{Y}{W} \quad (5)$$

となる。したがって、効用関数（4）は以下のように表記できる。

$$U = V(c, Y; W, H) \equiv U\left(c, H - \frac{Y}{W}\right) \quad (6)$$

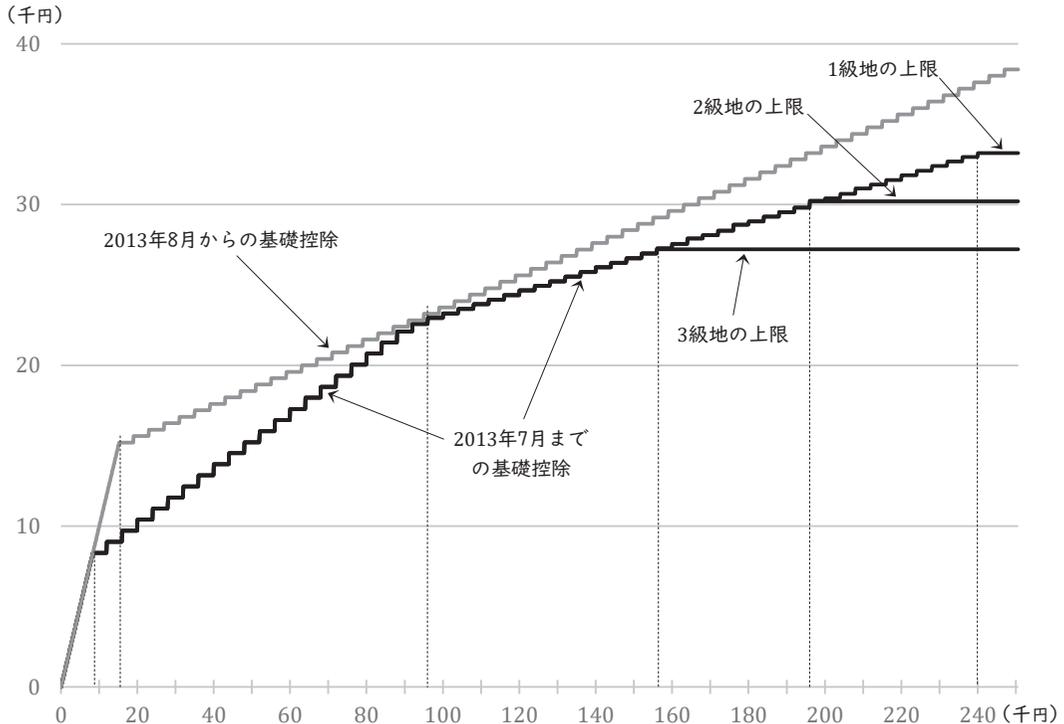
ここから、効用関数（4）によって表される選好は、賃金率 W と時間賦存量 H をパラメータとし、消費 c と就労収入 Y を引数とする関数 $V(c, Y)$ によっても表記できることが分かる。したがって、図8で表される空間 (Y, c) 上に、効用関数（4）に基づく無差別曲線を描ける。ここで式（4）が標準的な効用関数の特性を満

5) 2人目以降の就労者に関しては論文末の表A1と表A2を参照せよ。

6) これは表A1の数値を利用している。収入が8,340円から92,000円の部分では $0.164 \approx (22,100 \text{円} - 8,340 \text{円}) / (92,000 \text{円} - 8,340 \text{円})$ 、収入が92,000円以上の部分で、第1級地の上限を利用する場合は $0.076 \approx (26,950 \text{円} - 22,100 \text{円}) / (156,000 \text{円} - 92,000 \text{円})$ となる。

7) なお2人目以降に関しては、全額控除の上限値は8,000円から15,000円へと増加し、その後は収入が42,999円まで控除額が据え置かれるものの、43,000円以降は収入が4,000円増加するごとに340円増加している。これについては論文末の補論掲載の表A2を参照。

図7 基礎控除額



たしていれば、図8における無差別曲線は右下方向に凸で右上がりの曲線となる。

一方、この被保護者の予算制約は、式(3)にかかる議論から明らかなように、

$$c = D + f(Y) \quad (7)$$

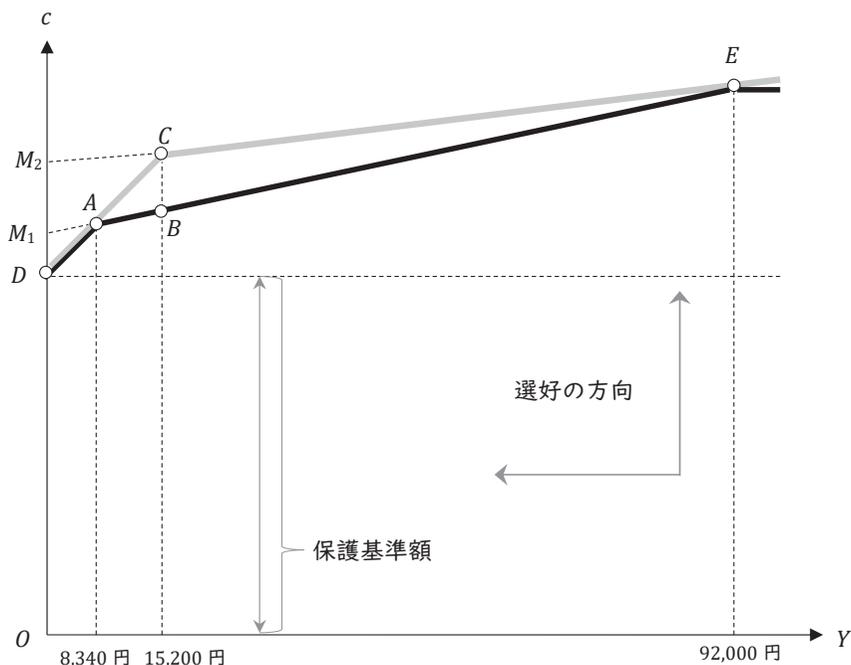
となる。ここで D は保護基準額、 $f(Y)$ は基礎控除額である。関数 $f(Y)$ は図7に示した基礎控除のスケジュールを表している。つまり、図8に描かれる被保護者の予算線は、図7の基礎控除スケジュールを保護基準額 D 分だけ垂直上方方向にシフトさせたものであることが分かる。また、基礎控除の改定は、関数 $f(Y)$ の形状を変化させることを意味する。

図8は、図7における階段状の基礎控除スケジュールを線形で近似し、月の就労収入が約100,000円以下の部分に限って予算線を描いている。黒い実線が改定前、灰色の実線が改定後の予算線である。また、双方の予算線とも線形屈折型となり、改定前の点Aより右側の線分

に対応する実効所得(virtual income)は切片 M_1 、改定後の点Cより右側の線分に対応する実効所得は切片 M_2 で表されている。なお、図8では無差別曲線は描かれていないが、既述の通り、無差別曲線は右下方向に凸型の右上がりの曲線となる。また、図8に描かれた選好の方向通り、左上に位置している無差別曲線ほど高い効用を表す。

基礎控除額を描いた図7からも分かるように、改定後でも就労収入8,340円までは控除額は変わらないが、それ以上の就労収入の水準では改定後の控除額は増加している。したがって、保護基準額が不変である限り、就労収入が月8,340円以上の被保護者は、この改定を通じて効用を増加させたと理解できる。もちろん、近年では保護基準額の見直しが頻繁に行われているので、実際の消費額増減については保護基準額の変化も併せて留意する必要がある。

図8 被保護世帯の予算線：世帯内の就労者が1人の場合



Ⅲ－３．基礎控除改定と就労収入分布

図8のように、基礎控除の存在により、被保護者の予算線は、改定前では8,340円（点A）で、改定後では15,200円（点C）で屈折する。これら屈折点で選択する者の限界代替率は、同点左の予算線の傾きより小さく、同点右の予算線の傾きよりも大きい。したがって、屈折点では複数の限界代替率の値をもつ者が選択することになり、微小な傾きの変化には反応することはないから、屈折点に対応する就労収入付近の就労収入分布には「集団（bunch）」と呼ばれる分布のコブが観察されると考えられる。

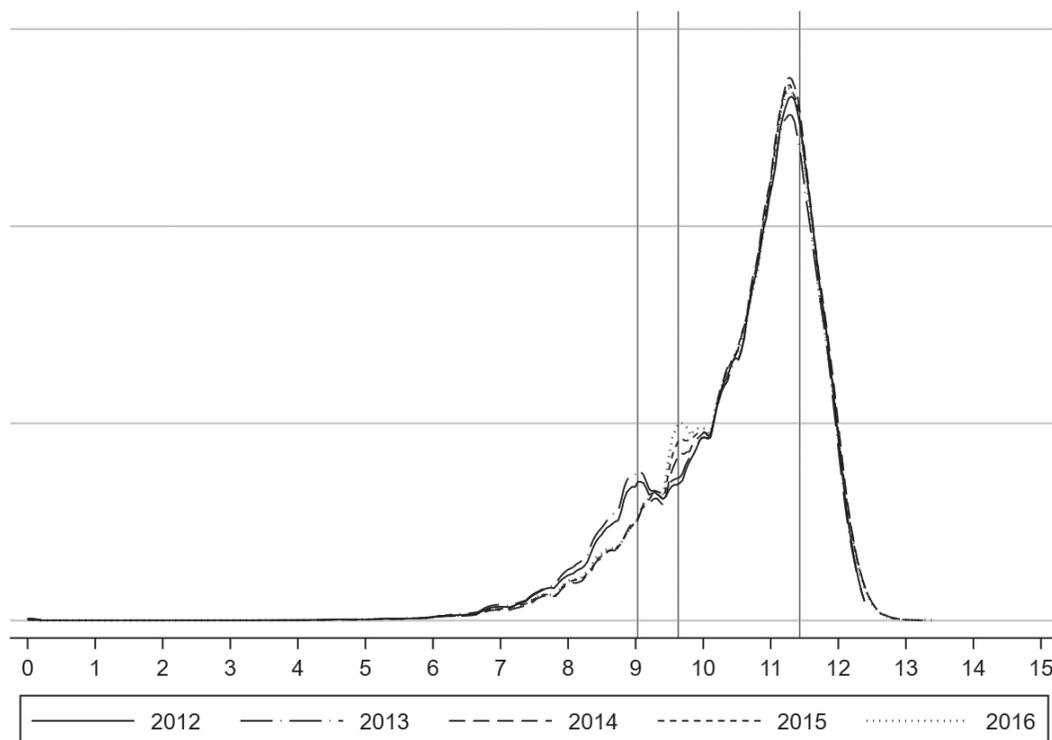
図9は、2012年から2016年までの被保護者の就労収入（自然対数）の分布（カーネル密度）である。ここでは特定の処理を施した被保護者データから⁸⁾、世帯内の就労者が1人、年齢が

25歳以上、及び、勤労控除が基礎控除のみの者の就労収入を利用している。したがって、就労していない被保護者は含まれていない。なお同図には、改定前の2つの屈折点並びに改定後の1つの屈折点に対応する就労収入の値（8,340円→9,029；15,200円→9,629；92,000円→11,430）に垂線を描いている。

図9では、改定前（2012年と2013年）の分布では図8の点Aに対応する収入（9,029）で、そして改定後（2014年、2015年、2016年）の分布では図8の点Cに対応する収入（9,629）で、集団が観察できる。特に後者については年が下るにつれ徐々に拡大している。なお、図8の点Eに対応する収入（11,430）付近には分布の峰が存在するが、それは屈折点Eというよりも、この峰に合わせて点Eを設定し

8) ここで利用するデータは、注4⑤のファイルから以下の被保護者を除いたデータである。まずデータの誤りと考えられる、世帯員数ゼロの者、性別が年により異なる者、毎年の年齢の増分が1ではない者、保護前の医療保険加入状況が年によって異なる者である。加えて、単給対象者、自営業や家族事業の就労者、改定前の基礎控除額の上限を超える就労収入をもつ者も除いている。

図9 就労収入分布：25歳以上の被保護者



ていると考えたほうが無難だろう。実際、基礎控除の改定後に屈折点Eはなくなっているが、図9から分かるように、峰の位置自体は変化していないからだ。

集団の様相は被保護者の特性によって異なる。図10～12の各パネル(a～c)は、表2で示された区分のうち、〔健常者・障害者・傷病者別〕×〔25歳以上・25歳以上64歳以下・65歳以上〕を利用した被保護者の就労収入分布である。なお、図9と図10～図12にある分布に使用した、就労収入のある被保護者の規模は表2の通りである。

第1に、図10における健常者(25歳以上)に関しては、集団は確認できるが、それらは図9で観測される程には大きくない。さらに、25歳以上64歳以下に限ると、当該集団はさらに小さくなっている。一方、65歳以上になると、特に改定前の集団の規模は相対的に大きくなっ

ている。

第2に、図11における傷病者(25歳以上)の分布は図9の分布に近い。なお、25歳以上64歳以下と65歳以上を比較すると、ここでも65歳以上のほうが相対的な集団の規模が大きくなっている。

最後に、図12に見るように、障害者の分布では集団と考えられる部分が分布の頂点となっている。大部分の障害者は作業所等で就労していると考えられるので、基礎控除における全額控除の上限に併せて作業所が就労調整をさせているのかもしれない。加えて、25歳以上64歳以下では「集団」にあたる峰のほうが高い、双峰分布となっているが、65歳以上では集団の峰だけからなる単峰となっている。

図10 就労収入分布：健常者

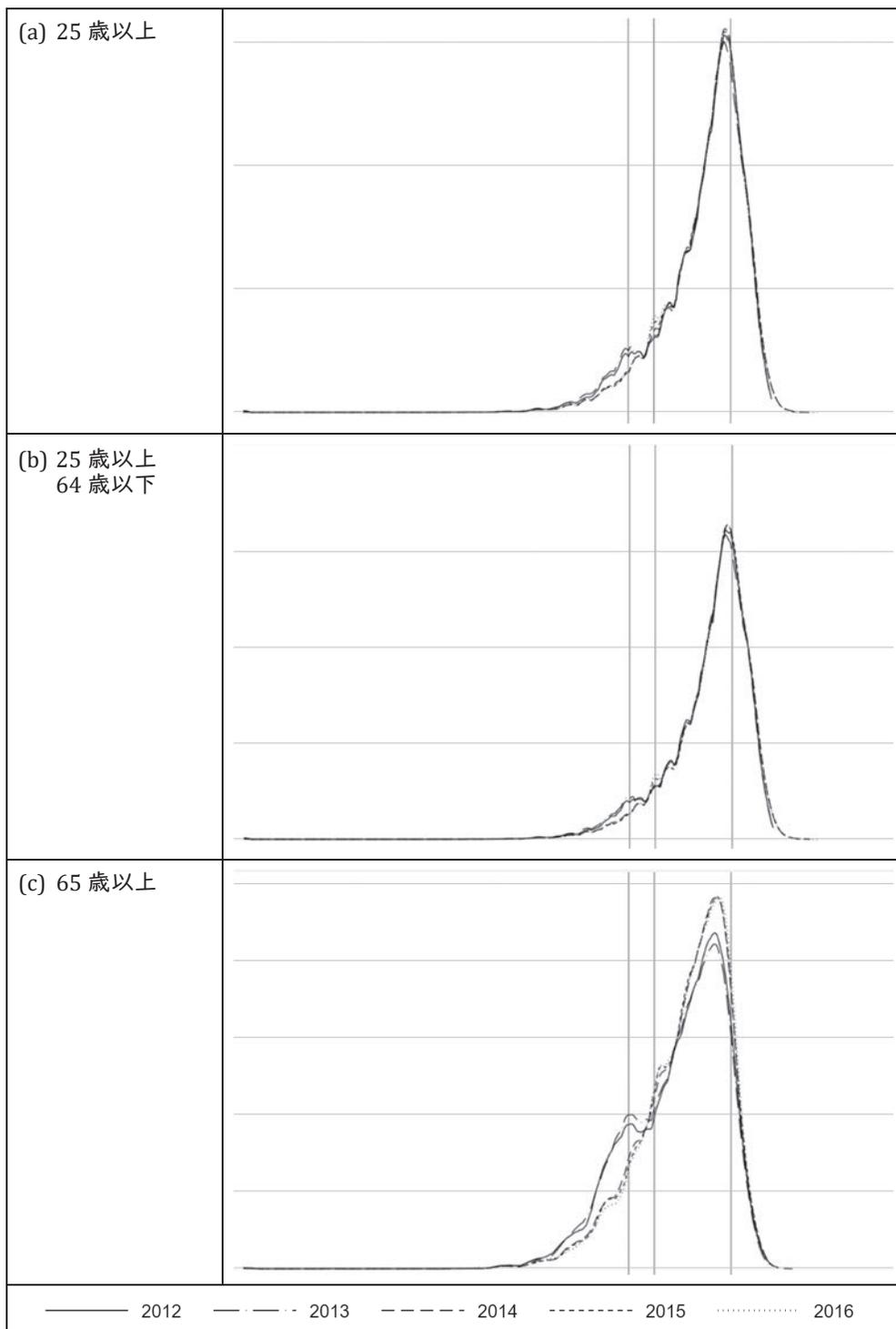


図 11 就労収入分布：傷病者

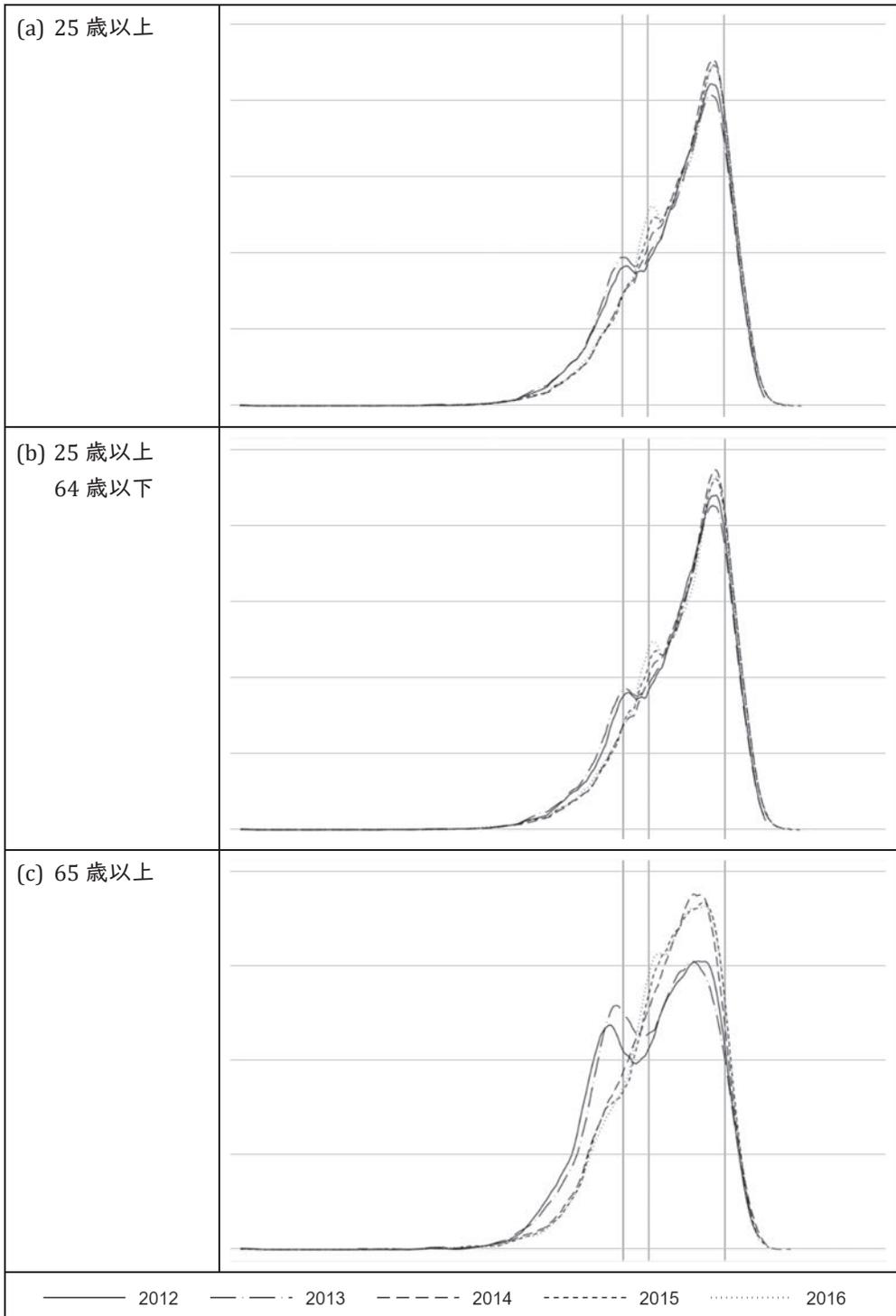


図12 就労収入分布：障害者

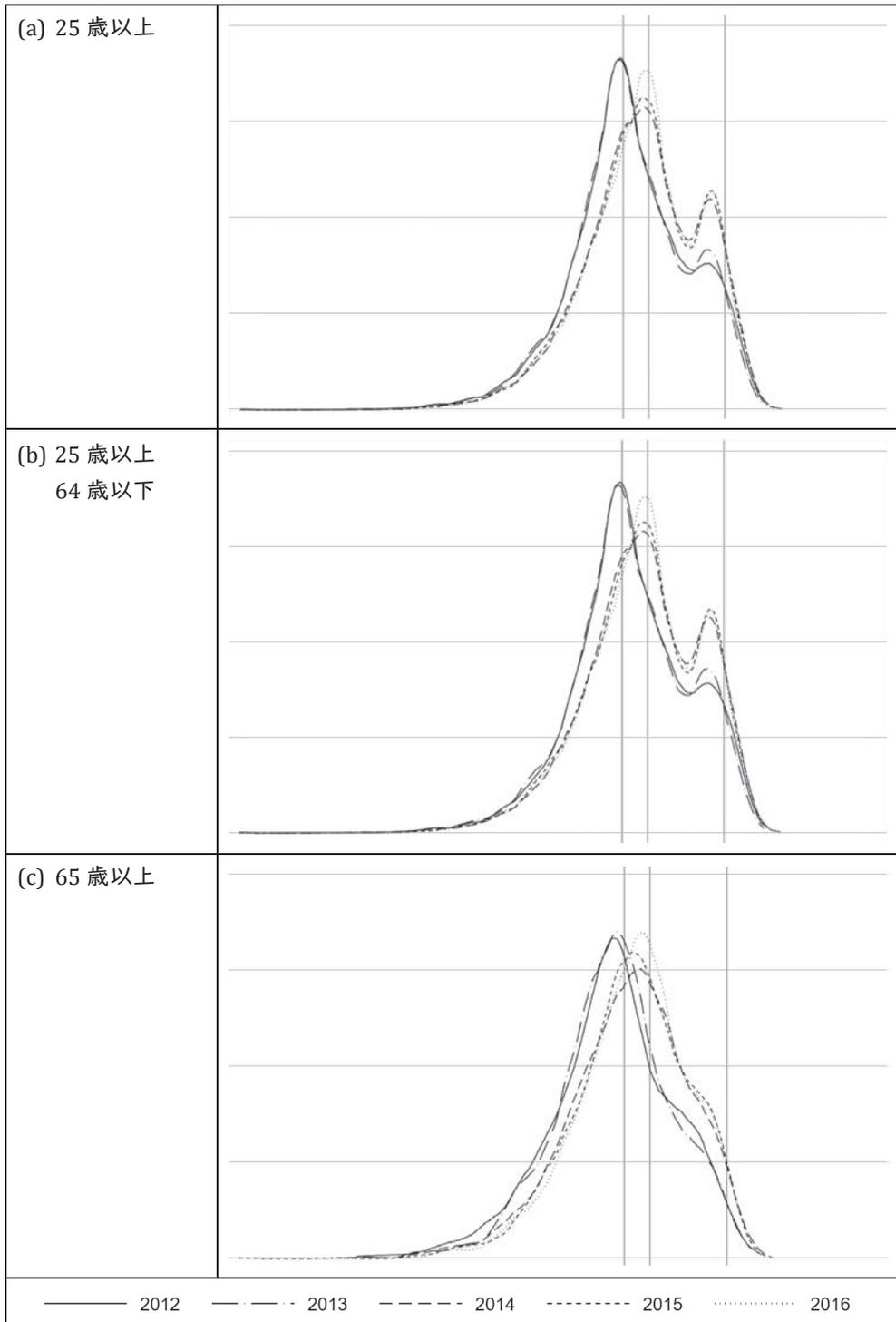


表2 分布作成に用いた被保護者データの規模

(単位：人)

		2012	2013	2014	2015	2016
全サンプル		112,078	110,181	168,972	173,260	185,880
健常者	全年齢	84,828	82,129	126,658	127,239	135,173
	25歳～64歳	73,758	70,488	107,083	105,154	110,234
	65歳以上	11,070	11,641	19,575	22,085	24,939
傷病者	全年齢	15,666	15,503	24,558	26,244	27,804
	25歳～64歳	13,509	13,379	21,005	22,185	23,194
	65歳以上	2,157	2,124	3,553	4,059	4,610
障害者	全年齢	11,584	12,549	17,756	19,777	22,903
	25歳～64歳	10,431	11,328	16,026	17,788	20,537
	65歳以上	1,153	1,221	1,730	1,989	2,366

IV. 基礎控除改定の効果

IV-1. 基礎控除改定と就労収入の変化

図9～図12における就労収入分布の変化を見ると、確かに基礎控除改定に対応して、集団の位置はより高い位置へと移動している。しかし、この事をもって基礎控除の改定が被保護者の就労を促進したと結論づけることは早計であろう。

まずは、簡単な消費者理論を用いて基礎控除改定の効果を検討しよう。図13は、図8を就労収入が低い部分に限って再び描いたものである。既述の通り、改定前の予算線は黒い実線、改定後の予算線は灰色の実線で表されている。なお、同図では描かれていないが、これも既述の通り、無差別曲線は右下方向に凸型の右上がりの曲線となる。また、同図の選好の方向通り、左上に位置している無差別曲線ほど、高い効用を表す。

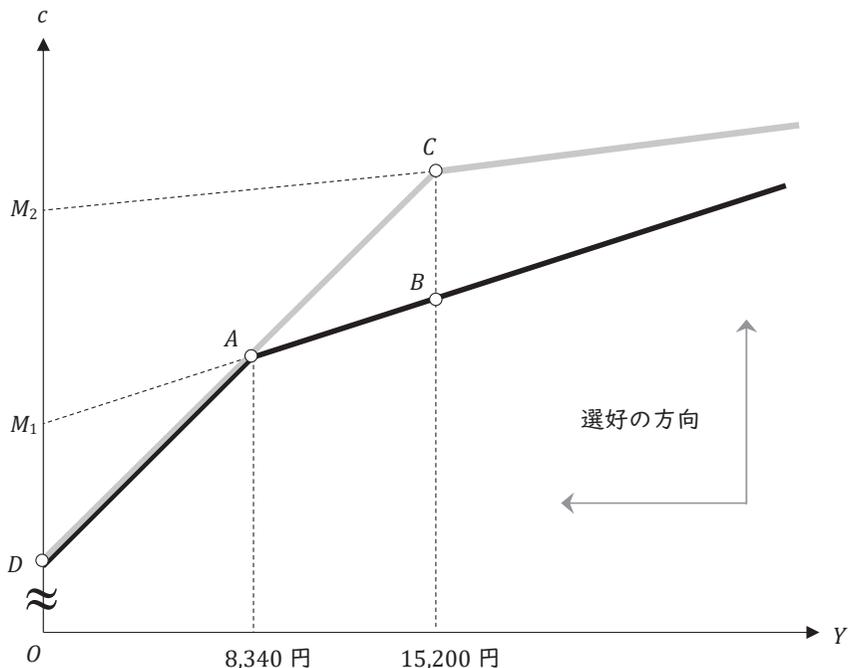
保護基準額 D と賃金率 W は改定前後で変わらず、余暇 l は正常財であると仮定すれば、2013年の基礎控除改定は被保護者の就労選択に以下のような効果をもたらすと考えられる。第1に、基礎控除改定は屈折点 A を除く線分 DA を変えることはないので、当該部分で選択

をしていた被保護者の就労選択に影響を与えることはない。

第2に、点 A を選択していた被保護者で限界代替率が DA の傾きよりも小さい者は、点 A を除く線分 AC 上で選択することになり、就労収入が増加する。

第3は、改定前に点 A を除く線分 AB 上で選択していた場合である。点 C より右側の線分の傾きは線分 AB の傾きより小さいため、余暇が正常財である限り、改定後に前者の線分上で選択することはない。改定後に線分 AC 上で選択をする場合、余暇価格（実質賃金率）が増加するので、代替効果としては労働時間が増加（余暇需要が減少）し、就労収入は増加する。しかし、この賃金率の増加による所得効果として余暇需要は増大（労働時間は減少）するが、実効所得の M_1 から D への減少を通じて、逆方向の所得効果（労働時間の増加）も発生する。つまり、賃金率増による所得効果は就労収入を減少させるが、代替効果と実効所得減による所得効果は就労収入を増加させる。実際の増減は、これらのバランスによって決定する。

図13 被保護者の予算線



第4は、改定前の選択が点Bより右に位置していた場合である（図7における就労収入92,000円以上の部分は無視する）。この場合も2つの可能性がある。まず、改定後に屈折点Cを含む線分AC上で選択をする場合、そこでは明らかに就労収入は減少している。なお、余暇が正常財である限り、改定後に点Cより右側の線分上で選択することはあり得ない。というのも、この線分の傾きは、線分ABを含むAより右側の線分の傾きより小さいからである。したがって、余暇が正常財である限り、点Cより右側の線分上で選択していた者は、就労収入を必ず減少させることになる。

上記から分かるように、簡単な消費者理論を用いて考察すると、理論上、2013年の改定後に就労収入を増やす可能性があるのは、Aを含

む線分ABで選択していた被保護者だけである。さらに、確実に就労収入を増加させると言えるのは、屈折点Aを選択していた被保護者のうち、その限界代替率が線分DAの傾きより小さい者だけである。

IV-2. 基礎控除改定による集群付近の就労収入の変化

次に、改定前に屈折点付近で集群を構成していたと考えられる被保護者による改定後の反応を、改定前後の当該被保護者の就労収入の変化を見ることで確認しよう。ここでは、集群を形成する被保護者を、その就労行動の焦点（focal point）を8,000円と仮定し⁹⁾、2013年7月の就労収入が7,640円以上8,340円未満となる者とする¹⁰⁾。なお、ここで考察する被保護者は、こ

9) 実際、厚生労働省による基礎控除改定の説明では、改定前の全額控除閾値は8,340円ではなく、8,000円として紹介されている（社会保障審議会2016）。

10) 8,340円は制度上の屈折点を発生させる値である。この上限と8,000円との差（340円）が、8,000円と下限の差になるように、下限を7,660円とした。

の制度改定の直前（2013年7月）だけではなく、その前年（2012年7月）も就労していた者に限定する。

図14から図16は、2013年から2016年の各7月におけるヒストグラムである。図の縦軸は人数、横軸は就労収入であり、棒グラフの幅は2,000円である。また、改定前と改定後の屈折点に対応する就労収入には垂線を引いている。左の垂線が8,340円、右の垂線が15,200円を表す。各図は、健常者（図14）、傷病者（図15）、及び障害者（図16）を表すもので、それぞれ25歳以上の934人（a）と、そこから高齢者を除いた25歳以上64歳以下の572人（b）を対象としている。

これらの図より以下を観察できる。第1に、高齢者の有無や健常者・傷病者・障害者間には、障害者の収入上限が低い点以外、大きな違いはない。第2に、基礎控除改定後に就労収入を増加させた者は存在するが、全員がそうではない。第3に、新しい閾値（15,200円）付近で収入を得た者は図9～12における集群が示唆するほどは多くない。確かに2014年以降は、どの図でも15,200円付近に集群がみられるが、その規模は過去の閾値付近に留まる者よりは遙かに少ない。第4に、大きく収入を増加させた者が若干名存在する。

IV-3. パネル・イベント分析

第IV-1節で見たように、収入増と収入減の被保護者双方が存在しても理論的には矛盾はない。また、第IV-2節の各図からすると、基礎控除の改定が被保護者の就労収入を増やしたとは必ずしも言いがたい。もちろん、就労収入の増減は、基礎控除改定以外の、様々な要因によっても影響を受ける。例えば、第IV-1節では保護基準額や賃金率は一定として分析を行っているが、当時は保護基準額の見直しが継続的に行われており、本来は、この点を考慮した分析が必要となる。また、賃金率も年によって異なるかもしれない。被保護者の就労に少なくない影響を与えると考えられる最低賃金率は、都道府県

によって異なるし、ここ10年以上は継続的に上昇している。また、被保護者やその世帯の属性が変化し、就労選択へ影響を与えることも考えられる。したがって、このような変化を考慮した上で、就労収入に対する基礎控除改定の影響を検討する必要がある。

図11の予算線の変化から分かるように、2013年8月からの改定の影響をうけるのは、就労収入が8,340円〈以上〉の者である。一方、他の条件が一定であれば、8,340円〈未満〉の収入の者は影響を受けない。したがって、2013年7月の時点で収入が8,340円〈未満〉の者を対照群と見做し、同就労収入が8,340円〈以上〉の者を処置群と見做すことができよう。以下では、この処置群と対照群の設定を利用して、以下のイベント・スタディ設計に従った回帰モデルを推定する。

$$y_{it} = \sum_{f=1}^2 \beta_f \cdot D_{i,t+f} + \beta_0 \cdot D_{it} + \sum_{l=1}^2 \beta_l \cdot D_{i,t-l} + X_{i,t} \gamma + c_i + u_{i,t} \quad (8)$$

ここで、添字 i は被保護者、添字 t は2012年から2016年の各年の7月を表す。処置変数は D_{it} であり、 $D_{it} = 1 \{y_{i,2013} \geq 8,340 \& t \geq 2014\}$ として与えられる。 y_{it} は t 年7月における被保護者 i の就労収入、ギリシャ文字は推定の対象となるパラメータ、 c_i は観察できない異質性（unobserved heterogeneity）、そして、 $u_{i,t}$ は攪乱項である。

$X_{i,t}$ は就労収入に影響を与える〈その他の要因〉からなる複数の共変量（横ベクトル）である。この共変量を用いることで、既述の就労に影響を与える諸要因を統制する。これには、被保護者調査から得られる被保護者・保護世帯の特性を表す複数のデータを利用する。具体的には、第II節のプロビット推定に利用した変数（表1の各区分に関してダミー変数化したもの）に加え保護基準額を用いるが、さらに、これら変数のそれぞれに、年ダミーと都道府県ダミーを交差させることで¹¹⁾、最低賃金率等の都道府県毎及び年ごとに異なる要因も統制する。

図 14a 集団に属する被保護者の就労収入変化（健常者：25歳以上）

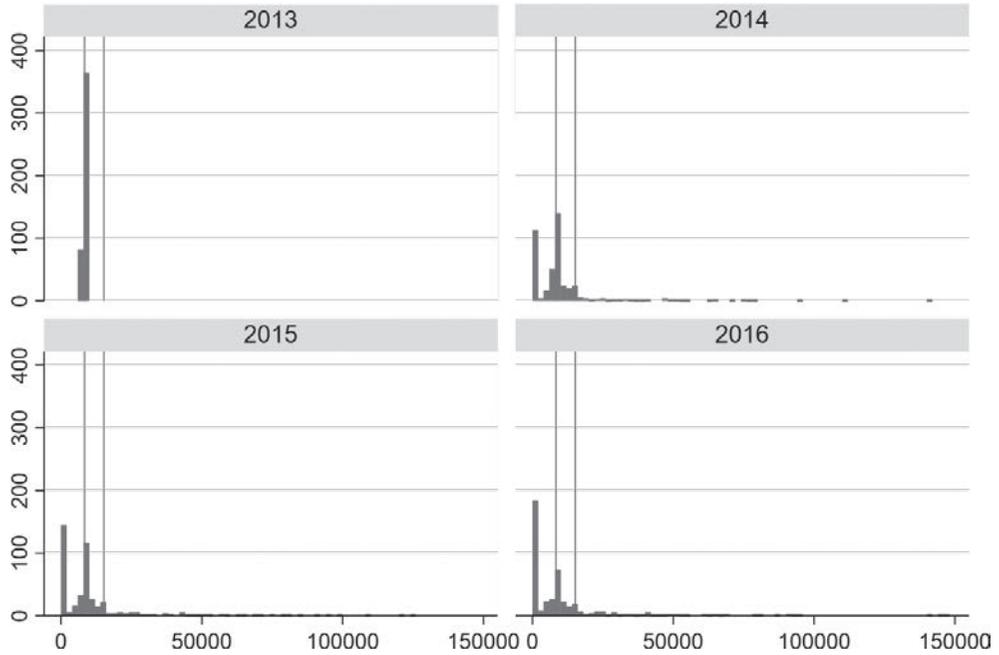
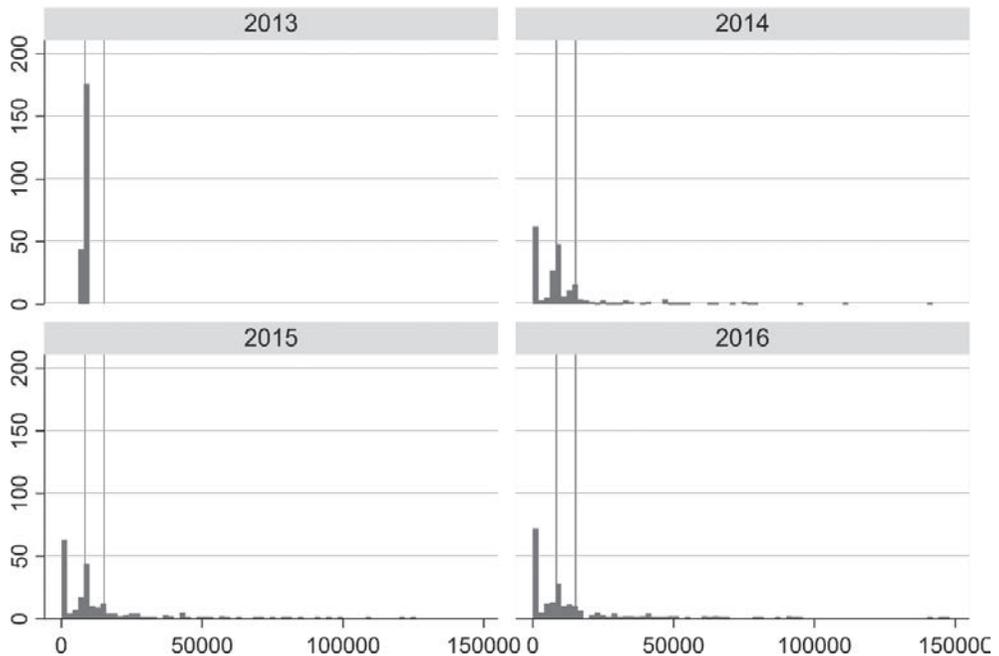


図 14b 集団に属する被保護者の就労収入変化（健常者：25歳以上64歳以下）



注：厚生労働省「被保護者調査（個別調査）」からの個票データを用いて作成。縦軸の単位は人。横軸の単位は円。垂線は全額控除の上限就労収入を表し、左側は改定前、右側は改定後の値に対応する。

図 15a 集団に属する被保護者の就労収入変化（傷病者：25歳以上）

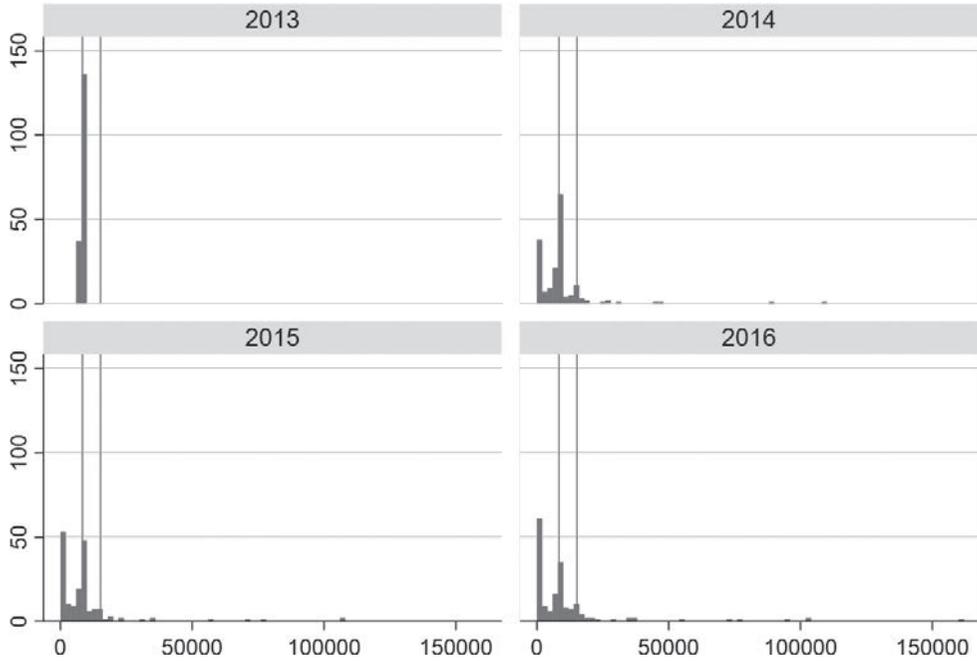
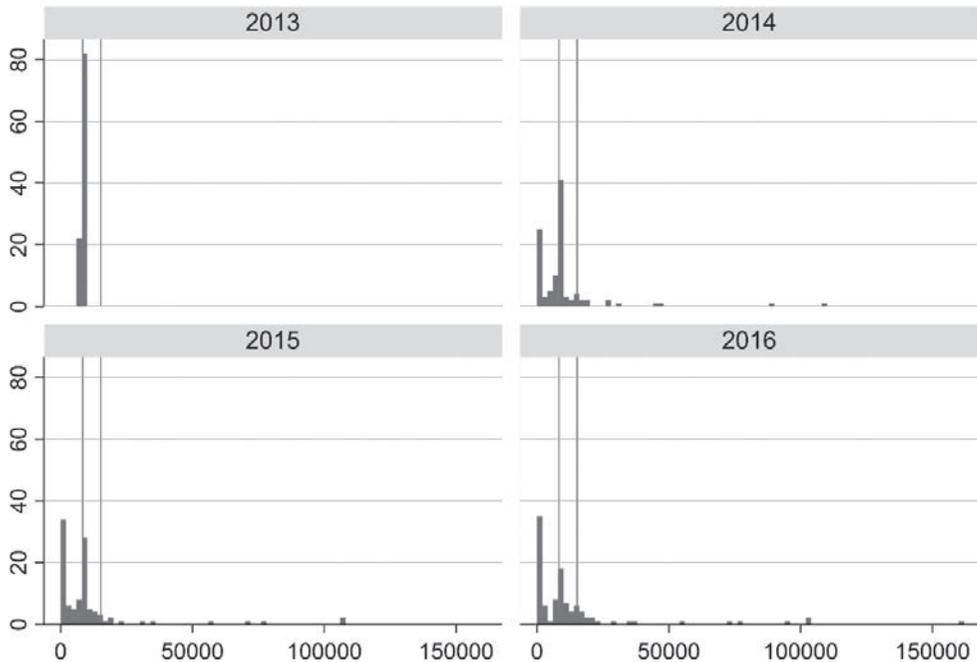


図 15b 集団に属する被保護者の就労収入変化（傷病者：25歳以上64歳以下）



注：厚生労働省「被保護者調査（個別調査）」からの個票データを用いて作成。縦軸の単位は人。横軸の単位は円。
 垂線は全額控除の上限就労収入を表し、左側は改定前、右側は改定後の値に対応する。

図 16a 集団に属する被保護者の就労収入変化（障害者：25歳以上）

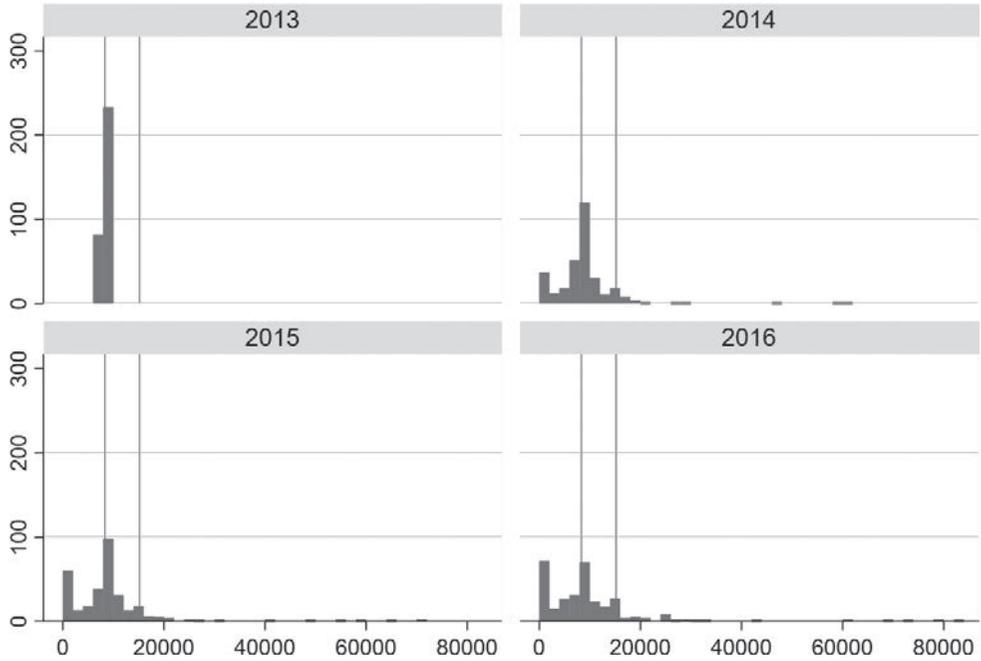
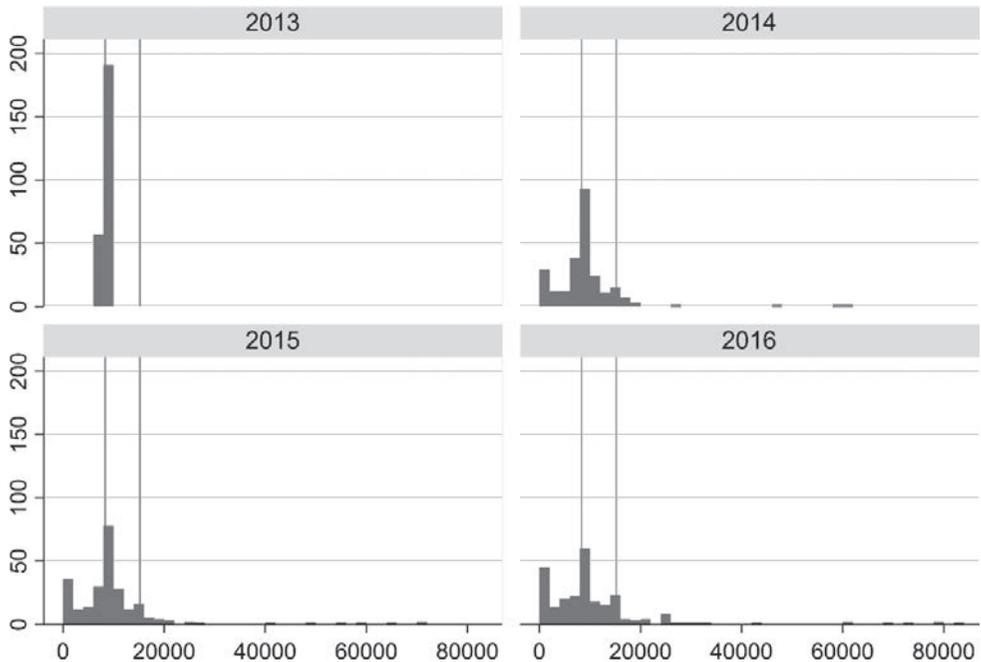


図 16b 集団に属する被保護者の就労収入変化（障害者：25歳以上64歳以下）



注：厚生労働省「被保護者調査（個別調査）」からの個票データを用いて作成。縦軸の単位は人。横軸の単位は円。
垂線は全額控除の上限就労収入を表し、左側は改定前、右側は改定後の値に対応する。

本推定では、2012年7月に25歳以上で、2012年7月から2016年7月まで継続して生活保護を受給し、2012年7月の就労収入が1円以上、かつ、2013年7月の就労収入が1円以上15,200円未満の被保護者を対象としている。したがって、本推定が想定する母集団は、被保護者全員ではなく、上記の条件を満たす被保護者であることに留意したい¹²⁾。推定では、2012年7月で25歳以上の被保護者から成るケース(A)と、そこから2016年7月で65歳以上になる被保護者を除いた標本を用いたケース(B)を考えた。さらに、各標本を(a)健常者、(b)傷病者、及び(c)障害者に分けて推定している。各区分の標本規模は表3の通りである。

式(8)のパラメータは既述の集団に条件づけた、級内推定量として推定した¹³⁾。図17が推定結果である。推定では、処置変数のリードとラグに係る計数 $\{\beta_{-2}, \beta_{-1}, \beta_0, \beta_1, \beta_2\}$ が関心対象となるが、ここでは共線性により5つの β のうち4つしか識別できない。したがって、今回は β_{-1} を基準として、当該値からの差として4つの係数値を推定している。なお、各図の点は点推定値を表し、そこから上下に伸びている直線は95パーセントの信頼区間である。

標本に高齢者を含む(A)か含まない(B)かの違いは推定結果に目立った違いをもたらさない。何れの場合も、基礎控除の改定以降(2014年以降=第0時点以降)の点推定値は、傷病者

と障害者の2014年と2015年(第0時点と第1時点)を除き全て負の値である。そして、改定以降に正の値をとる全ての推定値は統計的に有意ではない。なお、改定後に有意な数値をとるのは、健常者の2016年(第2時点)のみであるが、その値は負である。これらの結果から理解できるように、いずれの標本を利用した場合も、基礎控除の改定が就労収入を増加させた結果は得られない。

なお、傷病者を対象にした推定では、改定前の2012年(マイナス2時点)の推定値は有意に正となっている。このことは、処置群と対照群との間で改定前のトレンドが十分に統制されていない事を示し、推定の信頼性が損なわれていることが示唆される。しかし、2012年の推定値は2014年以降の推定値よりも高い値を示している点を考慮すると、いずれにせよ、処置群にある傷病者の就労収入は基礎控除改定前の2012年における就労収入よりは低くなったことが理解できる。

繰り返しになるが、図13にかかる議論から理解できるように、収入増と収入減の双方の被保護者が存在しても、消費者理論的には矛盾はない。いずれにせよ、基礎控除改定が被保護者の就労収入を増加させたことを示す結果は、上記の分析からは得ることはできない。

表3 標本

(単位:人)

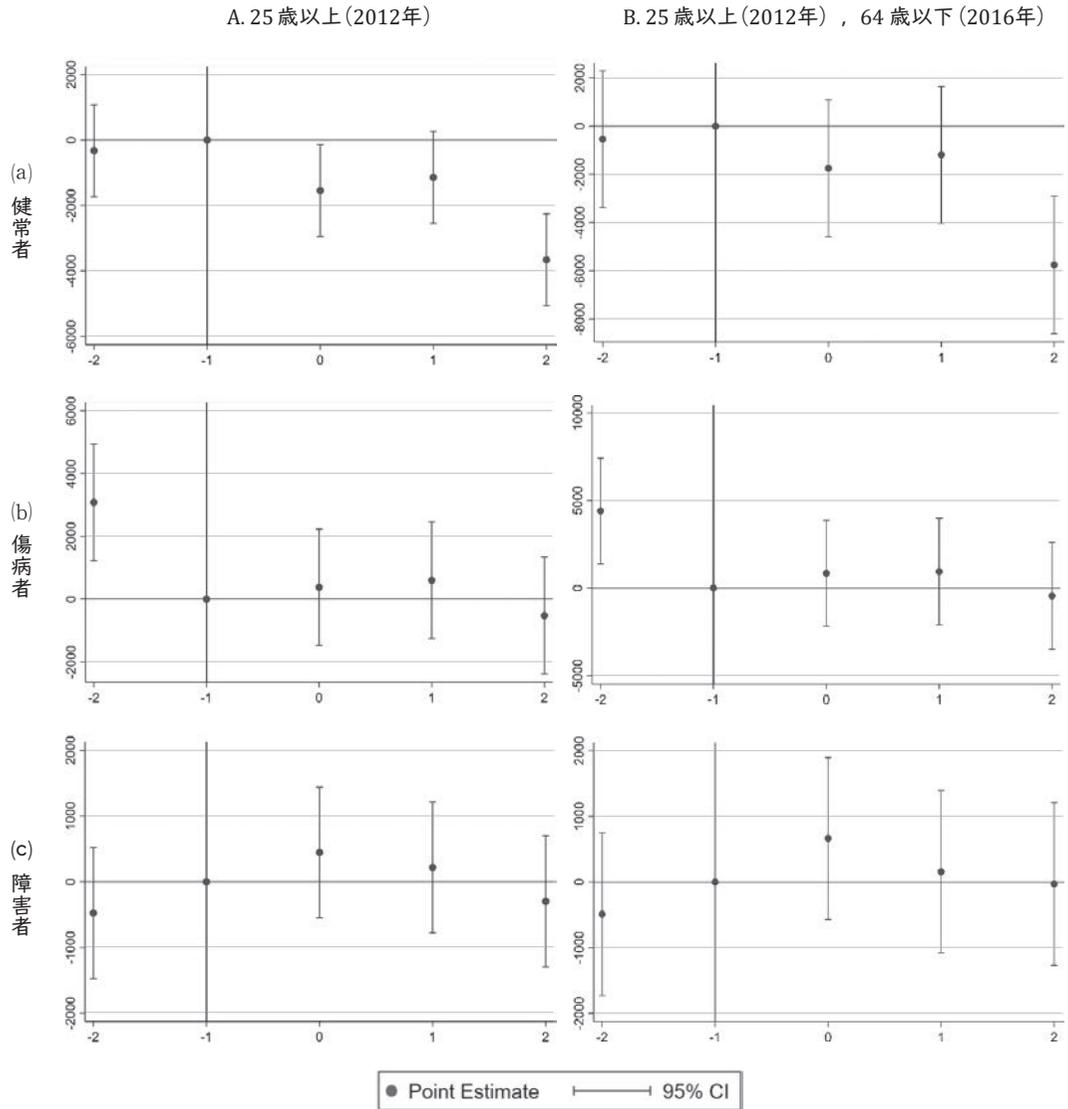
	A. 25歳以上(2012年)			B. 25歳以上(2012年), 64歳以下(2016年)		
	標本規模	処置群	対照群	標本規模	処置群	対照群
(a) 健常者	3,029	1,217	1,812	1,371	614	757
(b) 傷病者	1,475	494	981	858	302	556
(c) 障害者	2,398	591	1,807	1,864	476	1,388
合計	6,902	2,302	4,600	4,093	1,392	2,701

11) なお当該変数のうち時系列的に不変である部分は、実際の推定においては除外される。

12) 他の被保護者を含む被保護者一般を母集団とする場合は、①による非均衡パネルを均衡パネルに置き換える際の標本削除に係る過程と、②と③による切断過程を明示的に考慮した推定が必要となる。

13) 推定にはClarke and Schyth (2022)による、Stata moduleであるeventddを用いた。

図17 推定結果



V. さいごに

本稿では、厚生労働省「被保護者調査」の調査票データを利用して、日本の生活保護制度における被保護者の就労について以下のような検

討を加えた。第1に、被保護者の就労について基本的な記述統計を提供するとともに、被保護者単位データを用いたプロビット推定によって

被保護者の就労要因分析を行った。第2に、生活保護制度における勤労控除について基礎控除を中心に解説し、基礎控除がもつ被保護者の就労効果について検討を加えた。特に2013年8月の基礎控除改定の効果について、記述統計を

用いた考察、並びに、イベント・スタディ設計に基づくパネル回帰を用いた推定を試みたが、必ずしも基礎控除改定が被保護者の就労を促進したという結果は得ることができなかった。

参 考 文 献

- 阿部綾・國枝繁樹・鈴木亘・林正義 (2008) 『生活保護の経済分析』東京大学出版会。
- 市村英彦・川口大司・深井太洋・鳥谷部貴大 (2017) 「EBPMに向けた課題：生活保護受給者への就労支援に関する調査と『被保護者調査』を用いた分析」経済・財政一体改革推進委員会第5回評価・分析ワーキング・グループ参考資料6 (2017年11月24日) <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg5/291124/sankou2.pdf> (2022年8月7日閲覧)
- 厚生労働省 (2020) 「福祉・介護 福祉事務所」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusi/jimusyo/index.html (2021年4月5日閲覧)
- 齋藤友里恵・上村敏之 (2007) 「生活保護制度と所得税住民税の限界実効税率」『生活経済学研究』(26), pp. 31-43.
- 社会保障審議会生活保護基準部会 (2016) 「就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証」第26回社会保障審議会生活保護基準部会資料1 (平成28年10月28日) https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikan-shitsu_Shakaihoshoutantou/kijun_02_3.pdf (2022年8月7日閲覧)
- 玉田桂子・大竹文雄 (2004) 「生活保護制度は就労意欲を阻害しているか：アメリカの公的扶助制度との比較」(50), pp. 38-62.
- 林正義 (2021a) 「生活保護と就労：被保護者調査 (個別調査)を中心に」『租税研究』(856), pp. 49-68.
- 林正義 (2021b) 「生活保護制度と被保護者の就労実態」Discussion Paper J-Series, 東京大学経済学部日本経済国際共同研究センター (J-300).
- 林正義・小川光・別所俊一郎 (2010) 『公共経済学』有斐閣。
- 山田篤裕・駒村康平・大津唯・渡辺久里子 (2013) 「被保護母子世帯の就業：ひとり親世帯就労促進費廃止と母子加算復活の影響分析」『三田学会雑誌』105(4), pp. 601-615.
- Clarke, D., Schyth, K.T. (2022), "Implementing the panel event study", *The Stata Journal*, <https://doi.org/10.177/1536867X211063144>.
- Hayashi, M. (2021), "Transfer benefits, implicit taxes, and the earnings of welfare recipients: Evidence from Public Assistance programs in Japan", Discussion Paper F-Series, CIRJE-F-1164, The Center for International Research on the Japanese Economy, University of Tokyo.
- Yugami K., Morimoto, A., Tanaka, Y. (2017), "Welfare benefits and labor supply: Evidence from a natural experiment in Japan", RIETI Discussion Paper Series 17-E-109.

表 A1 基礎控除額表 (2013年7月まで)

収入金額区分	(単位：円・月額)					
	1 級地		2 級地		3 級地	
	1 人目	2 人目以降	1 人目	2 人目以降	1 人目	2 人目以降
0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000
8,001～8,339	8,001～8,339	8,001～8,339	8,001～8,339	8,001～8,339	8,001～8,339	8,001～8,339
8,340～11,999	8,340	8,000	8,340	8,000	8,340	8,000
12,000～15,999	9,030	8,000	9,030	8,000	9,030	8,000
16,000～19,999	9,720	8,260	9,720	8,260	9,720	8,260
20,000～23,999	10,410	8,850	10,410	8,850	10,410	8,850
24,000～27,999	11,100	9,440	11,100	9,440	11,100	9,440
28,000～31,999	11,780	10,010	11,780	10,010	11,780	10,010
32,000～35,999	12,470	10,600	12,470	10,600	12,470	10,600
36,000～39,999	13,160	11,190	13,160	11,190	13,160	11,190
40,000～43,999	13,850	11,770	13,850	11,770	13,850	11,770
44,000～47,999	14,540	12,360	14,540	12,360	14,540	12,360
48,000～51,999	15,220	12,940	15,220	12,940	15,220	12,940
52,000～55,999	15,910	13,520	15,910	13,520	15,910	13,520
56,000～59,999	16,600	14,110	16,600	14,110	16,600	14,110
60,000～63,999	17,290	14,700	17,290	14,700	17,290	14,700
64,000～67,999	17,980	15,280	17,980	15,280	17,980	15,280
68,000～71,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860
72,000～75,999	19,350	16,450	19,350	16,450	19,350	16,450
76,000～79,999	20,040	17,030	20,040	17,030	20,040	17,030
80,000～83,999	20,730	17,620	20,730	17,620	20,730	17,620
84,000～87,999	21,420	18,210	21,420	18,210	21,420	18,210
88,000～91,999	22,100	18,790	22,100	18,790	22,100	18,790
92,000～95,999	22,570	19,180	22,570	19,180	22,570	19,180
96,000～99,999	22,940	19,500	22,940	19,500	22,940	19,500
100,000～103,999	23,220	19,740	23,220	19,740	23,220	19,740
104,000～107,999	23,510	19,980	23,510	19,980	23,510	19,980
108,000～111,999	23,800	20,230	23,800	20,230	23,800	20,230
112,000～115,999	24,080	20,470	24,080	20,470	24,080	20,470
116,000～119,999	24,370	20,710	24,370	20,710	24,370	20,710
120,000～123,999	24,660	20,960	24,660	20,960	24,660	20,960
124,000～127,999	24,940	21,200	24,940	21,200	24,940	21,200
128,000～131,999	25,230	21,450	25,230	21,450	25,230	21,450
132,000～135,999	25,520	21,690	25,520	21,690	25,520	21,690
136,000～139,999	25,800	21,930	25,800	21,930	25,800	21,930
140,000～143,999	26,090	22,180	26,090	22,180	26,090	22,180
144,000～147,999	26,370	22,410	26,370	22,410	26,370	22,410
148,000～151,999	26,660	22,660	26,660	22,660	26,660	22,660
152,000～155,999	26,950	22,910	26,950	22,910	26,950	22,910
156,000～159,999	27,280	23,190	27,280	23,190	27,280	23,190
160,000～163,999	27,550	23,420	27,550	23,420	27,550	23,420
164,000～167,999	27,890	23,710	27,890	23,710	27,890	23,710
168,000～171,999	28,090	23,880	28,090	23,880	28,090	23,880
172,000～175,999	28,380	24,120	28,380	24,120	28,380	24,120
176,000～179,999	28,750	24,440	28,750	24,440	28,750	24,440
180,000～183,999	28,950	24,610	28,950	24,610	28,950	24,610
184,000～187,999	29,240	24,850	29,240	24,850	29,240	24,850
188,000～191,999	29,530	25,100	29,530	25,100	29,530	25,100
192,000～195,999	29,810	25,340	29,810	25,340	29,810	25,340
196,000～199,999	30,240	25,700	30,240	25,700	30,240	25,700
200,000～203,999	30,380	25,820	30,380	25,820	30,380	25,820
204,000～207,999	30,670	26,070	30,670	26,070	30,670	26,070
208,000～211,999	31,000	26,350	31,000	26,350	31,000	26,350
212,000～215,999	31,240	26,550	31,240	26,550	31,240	26,550
216,000～219,999	31,530	26,800	31,530	26,800	31,530	26,800
220,000～223,999	31,820	27,050	31,820	27,050	31,820	27,050
224,000～227,999	32,100	27,290	32,100	27,290	32,100	27,290
228,000～231,999	32,390	27,530	32,390	27,530	32,390	27,530
232,000～235,999	32,680	27,780	32,680	27,780	32,680	27,780
236,000～239,999	32,960	28,020	32,960	28,020	32,960	28,020
240,000～	33,190	28,210	33,190	28,210	33,190	28,210

表 A2 基礎控除額表 (2013年8月より)

(単位：円・月額)

収入金額区分	2人目以降		収入金額区分		1人目		収入金額区分		2人目以降	
	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
0～15,000	0～15,000	0～15,000	83,000～86,999	22,000	18,700	159,000～162,999	29,600	25,160		
15,001～15,199	15,001～15,199	15,000	87,000～90,999	22,400	19,040	163,000～166,999	30,000	25,500		
15,200～18,999	15,200	15,000	91,000～94,999	22,800	19,380	167,000～170,999	30,400	25,840		
19,000～22,999	15,600	15,000	95,000～98,999	23,200	19,720	171,000～174,999	30,800	26,180		
23,000～26,999	16,000	15,000	99,000～102,999	23,600	20,060	175,000～178,999	31,200	26,520		
27,000～30,999	16,400	15,000	103,000～106,999	24,000	20,400	179,000～182,999	31,600	26,860		
31,000～34,999	16,800	15,000	107,000～110,999	24,400	20,740	183,000～186,999	32,000	27,200		
35,000～38,999	17,200	15,000	111,000～114,999	24,800	21,080	187,000～190,999	32,400	27,540		
39,000～42,999	17,600	15,000	115,000～118,999	25,200	21,420	191,000～194,999	32,800	27,880		
43,000～46,999	18,000	15,300	119,000～122,999	25,600	21,760	195,000～198,999	33,200	28,220		
47,000～50,999	18,400	15,640	123,000～126,999	26,000	22,100	199,000～202,999	33,600	28,560		
51,000～54,999	18,800	15,980	127,000～130,999	26,400	22,440	203,000～206,999	34,000	28,900		
55,000～58,999	19,200	16,320	131,000～134,999	26,800	22,780	207,000～210,999	34,400	29,240		
59,000～62,999	19,600	16,660	135,000～138,999	27,200	23,120	211,000～214,999	34,800	29,580		
63,000～66,999	20,000	17,000	139,000～142,999	27,600	23,460	215,000～218,999	35,200	29,920		
67,000～70,999	20,400	17,340	143,000～146,999	28,000	23,800	219,000～222,999	35,600	30,260		
71,000～74,999	20,800	17,680	147,000～150,999	28,400	24,140	223,000～226,999	36,000	30,600		
75,000～78,999	21,200	18,020	151,000～154,999	28,800	24,480	227,000～230,999	36,400	30,940		
79,000～82,999	21,600	18,360	155,000～158,999	29,200	24,820	231,000～	*	**		

注：*収入金額が231,000円より4,000円増加することに400円増加することにより4,000円増加することにより4,000円増加。 **収入金額が231,000円より4,000円増加することにより340円増加。